

(2) 計画的復興への条件整備

施策コード	2-1-1	施策名	復興体制の整備
項目	復興本部の設置		



概要	市は、復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、復興本部を設置し、復興本部会議を運営する。
----	--

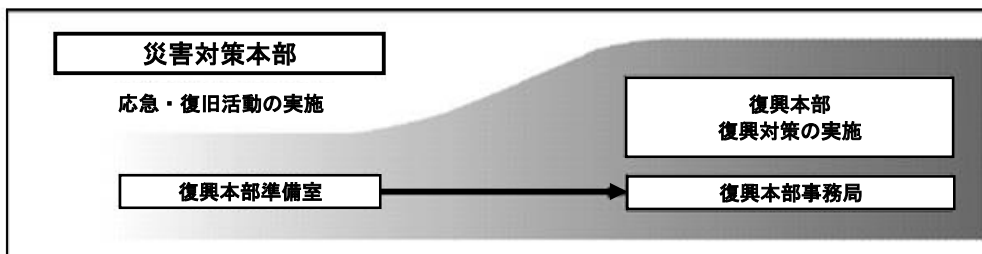
(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①復興本部の設置	総務課、企画財政課								
<p>1) 設置時期</p> <p>○復興本部準備室→復興本部事務局→復興本部という段階的な体制の確立</p> <p>基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置する。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室(事務局機能)を設置し、応急活動が概ね終息して市民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期に復興本部事務局に移行し、かつ復興本部(災害対策本部とは別組織)を設置する。</p> <p>2) 設置・廃止</p> <p>復興本部の設置については、復興本部設置条例の制定などが必要となる。重大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めたとときに設置する。</p> <p>廃止については、設置と同様に市長が、復興及び市民生活の安定を確保することが確実であると認めたとときに廃止する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②復興本部の組織	総務課、企画財政課								

復興本部は復興計画の作成や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は市長とする。復興本部事務局は、各施策間の調整を図るためにも災害対策本部と企画担当部署が連携を図ることが重要である。

復興計画作成体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。



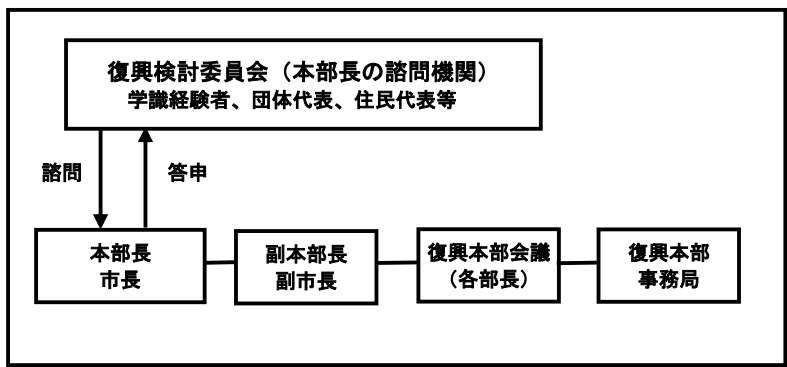
災害発生後の時間経過 →

災害対策本部と復興本部の関係

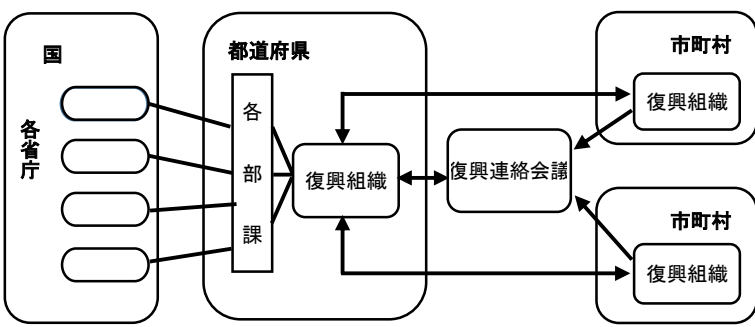
2-1-1 復興本部の設置

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③復興本部会議の運営	総務課、企画財政課								
<p>復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、その場として復興本部会議を運営することが必要である。</p> <p>復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④人材の確保	総務課、企画財政課								
<p>復旧・復興への取組にあたって、特に人材不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。</p> <p>不足は、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。</p> <p>派遣職員の受け入れにあたり、宿泊施設等生活環境を整備する。</p> <p>復興業務の長期化により、負担が増加する職員について心身の健康管理の支援を行う。</p>									

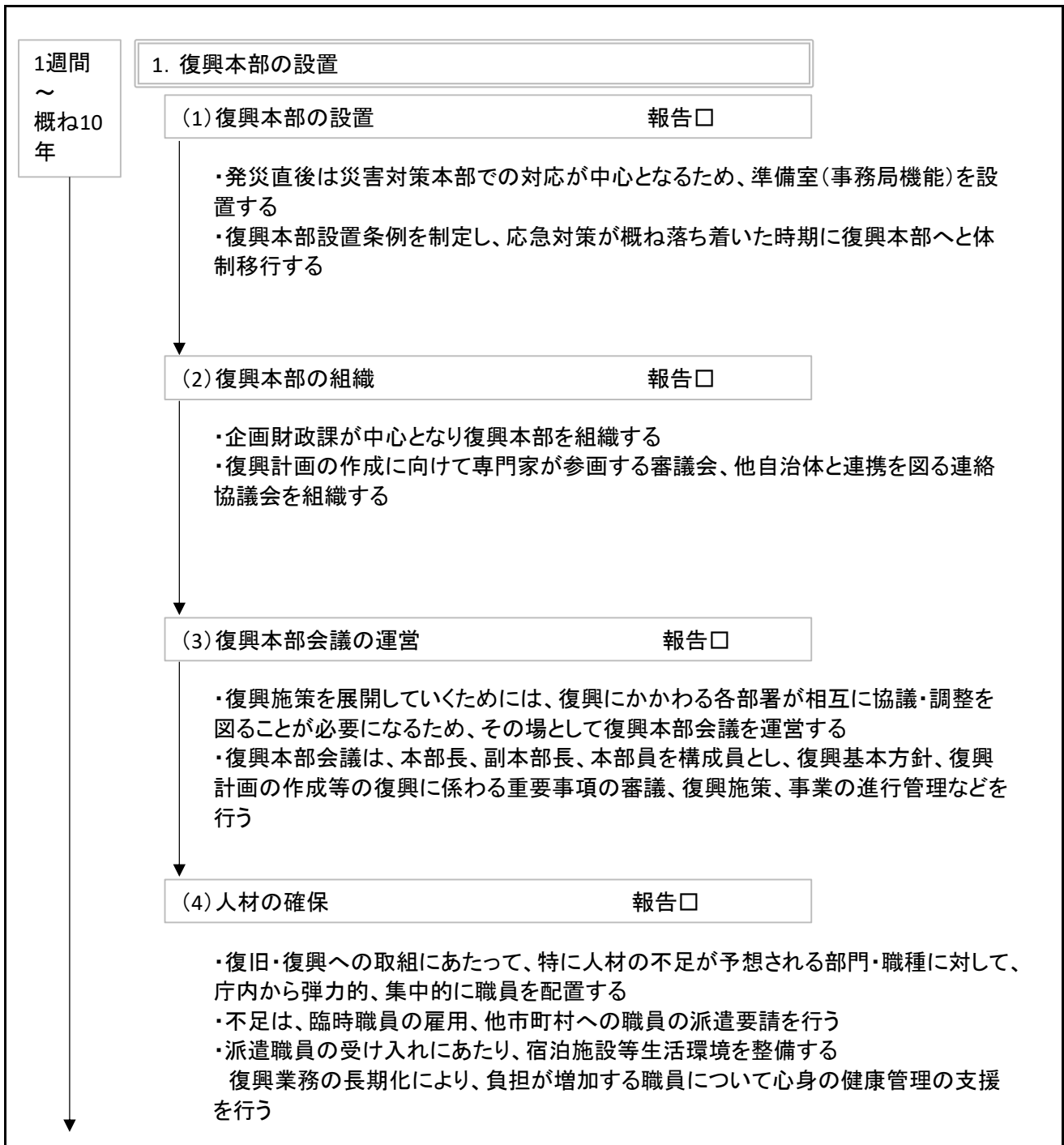


復興本部の組織構成例



国・都道府県・市町村の連携イメージ

【行動フロー】



2-1-1 復興本部の設置

総務課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・本部の枠組み（設置場所、組織、本部員の人選等）を確認しておく。

設置場所：海南市役所本庁舎に復興対策本部を設置
復興対策本部の組織：本部長、副本部長、本部員、事務局

本部長：市長
副本部長：副市長
本部員：災害復興部長、総務部長、くらし部長、まちづくり部長、消防長、教育長、水道部長
事務局

(3) 留意事項

- ・本部設置の際の手続き（条例制定など）

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県市町村課	人的資源の確保

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-2 1.災害対策本部の設置、2.災害対策本部会議の実施
--------	-----------------------------------

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・復興本部を迅速に立ち上げることができるよう、あらかじめ構成員を検討しておくとともに事務局を担当する部局を決めておく。
- ・復興計画の作成等、既存の事務分掌にない復興関連業務の担当課を明確にする。
- ・市における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例について検討する。
- ・災害対策本部と災害復興本部の事務分掌の棲み分けについて検討する。

(3) 留意事項

- ・災害の発災後に災害復興本部の構成員や事務局等を一から検討するとなると初動に遅れが生じる可能性があることから、事前に構成員や事務局、設置に係る条例等については検討しておく。
- ・庁内の関係部局や外部の関係機関及び住民が常に復興状況を把握することができるよう、復興関連の情報について随時、伝達するように努めること。
- ・状況に応じて復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行う外部事業者への業務の委託について検討する。
- ・各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係部局と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小について検討を行う。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	復興本部設置に係る調整及び連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

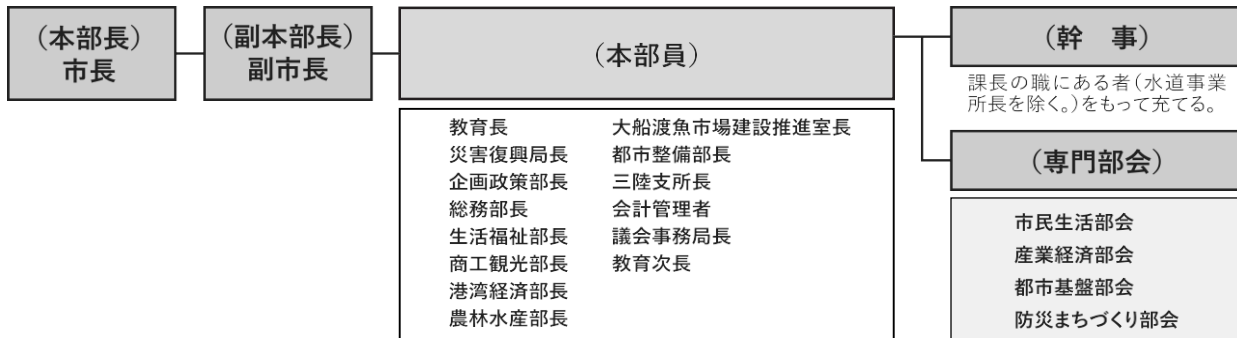
災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・復興組織体制の構築(大船渡市)

災害復興局の設置

3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手した。検討にあたっては、本市のチリ地震津波の災害誌や他市の災害誌等を参考とした。「災害復興局」設置の条例案と「市災害復興推進本部」設置案を作成し、3月22日には、開会中の市議会定例会最終日で条例が可決され、翌日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置された。災害復興局には局長以下6名を配置した。その後、4月11日には、市長を本部長とする全庁組織である市災害復興推進本部を設置した。



■事実経過

H23/3/13頃	復興に向けた組織体制の検討開始
3月15日	「災害復興局」設置条例案及び「市災害復興推進本部」設置案完成
3月23日	災害復興局設置
3/29 ~ 31	北海道奥尻町(奥尻島)視察
4/3~5	新潟県小千谷市視察
4月11日	市災害復興推進本部設置
4月20日	災害復興基本方針の決定
4/22 ~ 5/2	復興に向けた市民意向調査
5月12日	第1回災害復興計画策定委員会開催(以降7回開催)
5月22日	第1回災害復興計画策定委員会専門部会開催(以降3回開催)
6/6 ~ 24	第1回復興に向けた地区懇談会開催
7月8日	大船渡市復興計画骨子の決定
8/24 ~ 9/15	第2回復興に向けた地区懇談会開催
9/16 ~ 30	復興計画案のパブリックコメント実施
10月31日	大船渡市復興計画策定

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

・災害対策本部から震災復興本部へ(東松島市)

2011年(平成23年)6月13日(震災から3ヶ月目)には、復興に向けた基本的な考えを示した東松島市震災復興基本方針を提示し、災害対策本部は、震災発生から100日目を節目に2011年(平成23年)6月19日から震災復興本部へ移行した。

■推進体制(市役所庁内体制の整備)

- ・復興政策部の新規設置(2011年(平成23年)8月1日付)
…復興政策課、復興都市計画課、市民協働課
- ・移転対策部の新規設置(2012年(平成24年)1月1日付)
…生活再建支援課、用地対策課、震災復旧対策室

出典:東日本大震災復興記録誌(東松島市)

施策コード	2-1-2	施策名	復興体制の整備
項目	復興本部と関係機関の連携		



概要	<p>県は、各市町村における被害状況をとりまとめ、応援職員の配置等の広域的な調整を行う。国、県、市の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。</p>
----	---

(1)項目・手順等

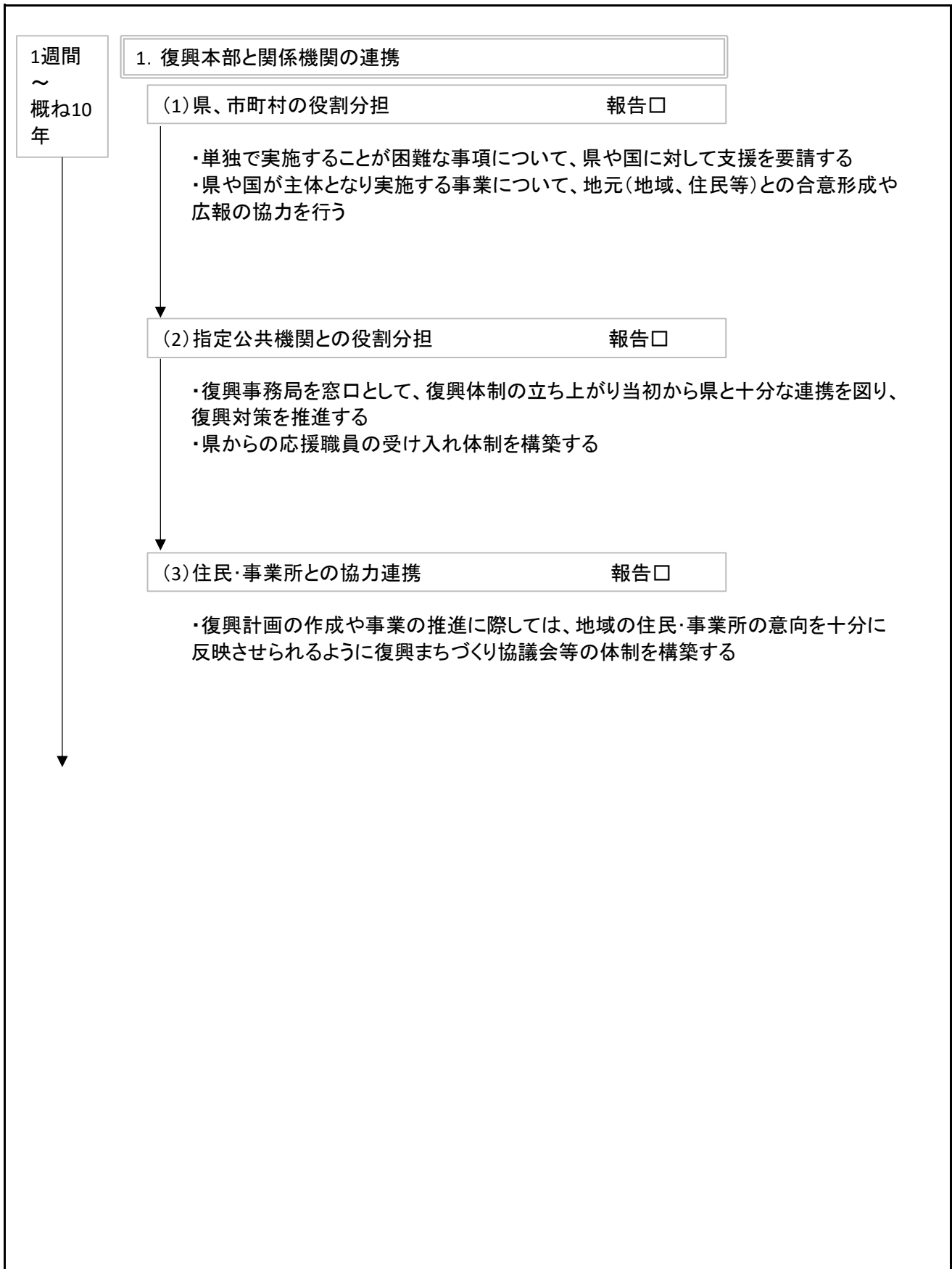
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①県、市の役割分担	総務課、企画財政課								
<p>1) 各機関の役割 市は当該地域における復興対策を重点に実施する。 県においては、市町村間の調整や市町村単独では実施が困難な施策の実施、技術的・財政的支援、国への支援要請等を行う。(県) 市が実施すべき事項であっても、単独で実施することが困難な事項については、県及び国に対して支援を要請する。 県や国が主体となり実施する事業についても、地元(地域、住民等)との合意形成や広報活動などの対応については、連携が重要である。</p> <p>2) 復興組織相互における連携 県と市とは、復興事務局を窓口として、復興体制の立ち上がり当初から十分な連携を図り、復興対策を推進する。 県職員の派遣を受け入れることにより、被災地と県の連携を図る。</p> <p>3) 復興連絡会議による連携 被害が複数の市町村におよび、それらの市町村が連携を図り復興対策を推進する必要がある場合には、県が働きかけ、復興連絡会議を組織する。 復興計画の広域的な整合性を図るために、県が中心となり被災地方公共団体が連携を図る場を設置する。この場を活用し、市は他の市町村の復興計画との広域的な整合性を図り、県は被災市町村の復興計画との連携を図る。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②指定公共機関との役割分担	総務課、企画財政課								
<p>地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、それぞれの役割分担を明確にして連携を図る。</p>									

2-1-2 復興本部と関係機関の連携

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③住民・事業所との協力連携	総務課、企画財政課						
<p>復興対策の実施に当たっては、行政、住民、事業所の連携・協力のもと適切な合意形成に努めながら進める必要がある。</p> <p>特に、復興計画の作成や事業の推進に際しては、地域の住民・事業所の意向を十分に反映させられるような体制を構築する。</p>									

【行動フロー】



2-1-2 復興本部と関係機関の連携

総務課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・関係機関候補となる者をリストアップしておき、連携を確認しておく。

(3) 留意事項

・外部から人材を確保する場合、宿泊等生活環境の整備が必要となるため、確保手段を確認しておく。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	市が処理する事務・事業の指導・あっせん

(5) 関連する法令、計画、資料等

大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-7 1.防災関係機関等との連携
--------	-----------------------

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・復興対策を推進する場合に連携が必要な県や市町村の担当部署や担当者を確認する。
- ・周辺市町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、周辺市町村との連携強化を図る。
- ・災害時における一部事務組合の構成団体間の連携について検討する。

(3) 留意事項

- ・災害の発災後に復興本部の構成員や事務局等を一から検討するとなると初動に遅れが生じる可能性があることから、事前に構成員や事務局、設置に係る条例等については検討しておく。
- ・庁内の関係部局や外部の関係機関及び住民が常に復興状況を把握することができるよう、復興関連の情報について随時、伝達するように努めること。
- ・状況に応じて復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行う外部事業者への業務の委託について検討する。
- ・各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係部局と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小について検討を行う。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	復興本部運営に係る連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・災害時相互応援協定を通じた応援職員の確保

宮城県多賀城市は、震災前から県内全市町村、山形県天童市等と災害時相互応援協定を締結しており、福岡県太宰府市、奈良県奈良市の2市とは友好都市提携を結んでいた。発災時には、下水道施設、文化財の復旧支援などを中心に、天童市は技術職員を中心に延べ131名、奈良市も技術職員など延べ151名、太宰府市も文化財の復旧を行う職員を派遣した。

岩手県釜石市では、震災前から県内市町村及び愛知県東海市と災害時相互応援協定を結び、合同の防災訓練を行うなど交流を深めていた。東海市はこの協定に基づき、3月12日に先遣隊を派遣して被災状況を確認し、13日から1週間単位で物資の供給と避難所の運営を支援する応援職員を派遣した。10月からは保健師や土木職など技術職を3か月～1年単位で派遣し、2015年3月末で延べ43人となっている。

・全国的な制度の活用による応援職員の確保

被災地方公共団体間での協定だけでは十分なマンパワーが確保できないため、全国的な制度も活用して応援職員を確保した。

総務省では、発災直後に全国市長会、全国町村会の協力を得て、全国の市町村からの人的支援の体制を構築しており、これらにより、2020年3月31日までの累計で約9万7千人の応援職員が被災市町村等に派遣されている。

このほか、復興庁においても、一般公募により職員(非常勤国家公務員)を採用し、被災市町村に派遣、被災市町村の復興業務を支援する「復興庁スキーム」を設け(2013年～)、2020年4月現在82人が被災市町村の支援に当たっている。

・カウンターパート方式による迅速な派遣

関西広域連合は震災直後の3月13日に緊急声明を発表し、構成団体を被災3県に割り振るカウンターパート方式で支援することとした。岩手県は大阪府と和歌山県が、宮城県は兵庫県と鳥取県、徳島県が、福島県は滋賀県、京都府がそれぞれ職員派遣を行った。また、構成府県内の市町村にも派遣の協力を求めた。この方式では、支援担当県は特定の被災県を担当することから、応援地方公共団体間での応援体制の調整や持続的な支援が可能となった。

派遣に際しては、先遣隊を派遣して被災地方公共団体の状況を調査し派遣職員を決めた。その後、東北3県に現地連絡所を設置し、被災地のニーズを調査した。被災地方公共団体は災害対応に追われて必要人員を把握する余力がないため、応援側が被災地の需要を把握して職員を派遣し、指揮命令システムを確保する「プッシュ型」の支援を行った。職員の選定については、各地方公共団体などでは、職員の経験や技能が記載されたリストを作成していたため、派遣者の選定を迅速に行うことができた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	2-2-1	施策名	復興計画作成
項目	復興計画作成体制		



概要	復興計画作成のための庁内組織や委員会等を設置する。地域等との連携や国や県、他の地方公共団体との連携を図る。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①組織体制	企画財政課								
<p>1) 庁内組織の設置</p> <p>復興計画作成組織の重要な役割として、既存計画(施策)との整合性の検討、庁内各部局の調整を行うことがあげられる。この組織が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成の基本的方針の庁内原案を作成する。</p> <p>復興計画は、多様な分野にわたるため、各部局が個別に作成するのではなく、総合的な観点から作成することが必要であることから、庁内各部局間での調整を十分に行っていくことが必要となる。そのために、復興プロジェクトチームといった復興に携わる独立した部署を設置することなども考えられる。</p> <p>また、各部局間の合意形成を図るためには、はじめに復興計画の大枠について合意を形成し、次に詳細な内容について合意を形成するといった多段階の作成プロセスが適しているといえる。</p> <p>2) 委員会・専門部会等の設置</p> <p>法律、政治、経済、社会、都市計画、福祉等の復興に関連する分野の専門家が参画する委員会等を設置し、庁内原案に専門家の意見を反映させる。</p> <p>被害の規模などに応じて、例えば、まちづくり、経済再建・地域振興、住宅・生活再建等には、関連部課の担当者により構成される専門部会を設置し、個別課題に対する対策案を検討する場とする。</p>									

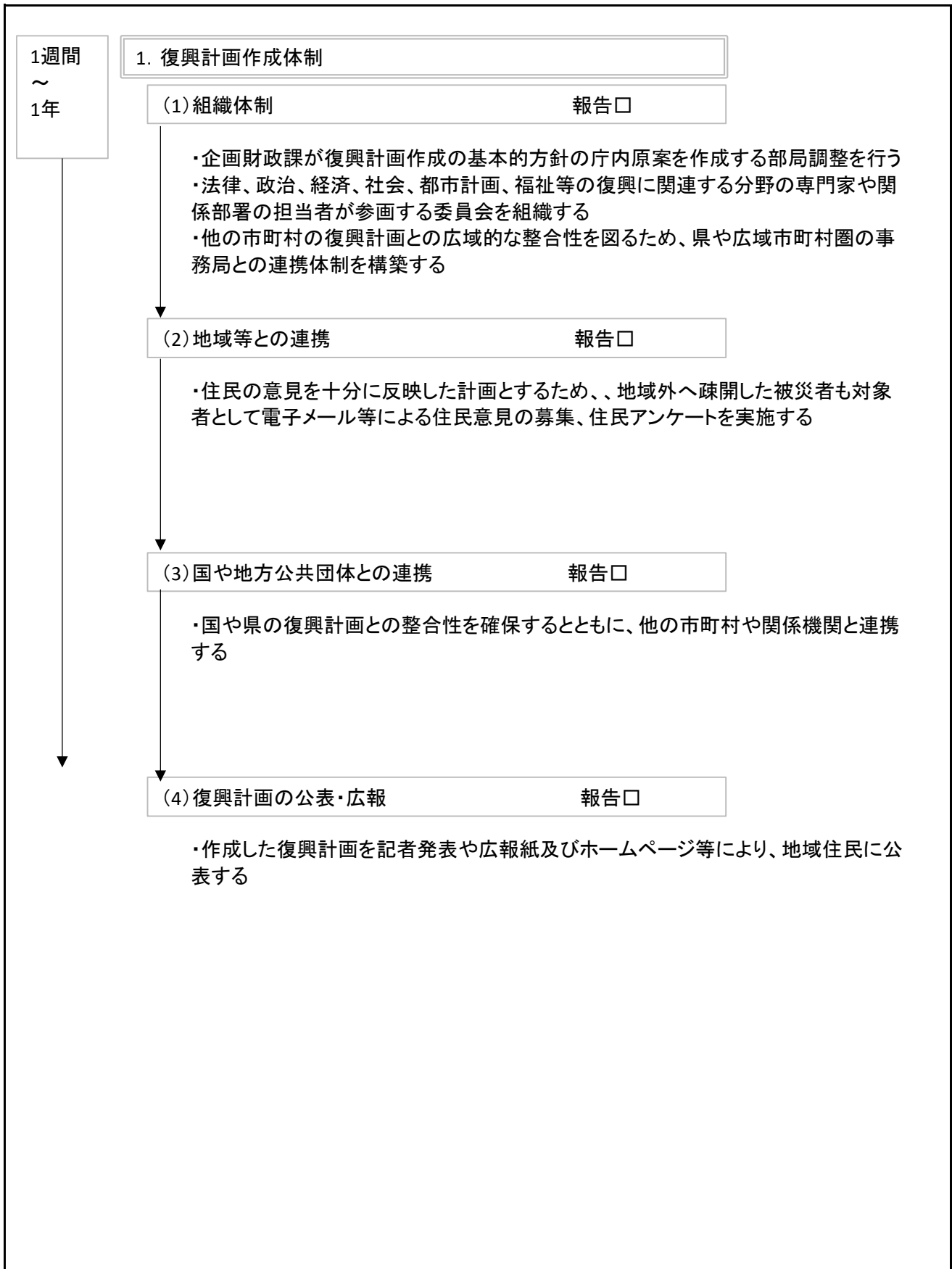
内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②地域等との連携	企画財政課								
<p>復興計画は多様な分野に及ぶものであり、住民生活に密接に関わるものでもある。そのため、住民の意見を十分に反映した復興計画を作成する。</p> <p>復興計画に住民の意見を反映させる具体的な手法としては、協議会などの場の設定のほか、電子メール等による住民意見の募集、住民アンケートの実施などが考えられる。</p> <p>住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象者として考えなければならない。</p> <p>住民の意見をより反映させていくためには、段階的に内容を提示していくことが必要である。とくに、復興計画の大枠及び方向性が固まった段階で住民に提示し、その大枠や方向性に対する住民の意見を十分に復興計画に反映させることが重要である。</p>									

2-2-1 復興計画作成体制

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③国や地方公共団体との連携	企画財政課								
復興事業に携わる機関、団体は多岐にわたる。実際、局地的な被害であったとしても、市、県、国等が復興事業に関係し、被害が広範囲に及んだときは、複数の被災市町村が関係する。そのため、国や他の市町村との連携を図るとともに、他の市町村の復興計画との整合性を図りながら復興計画を作成することが必要となる。									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④復興計画の公表・広報	企画財政課								
復興は地域が一体となって行っていくものであり、そのためには復興計画は地域住民に公表する必要がある。復興準備計画においては、以下に示すような方法で公表等を行う。 <input type="checkbox"/> 記者発表 <input type="checkbox"/> 広報紙 <input type="checkbox"/> ホームページ 1) 復興計画作成に係る学識経験者等の選定 復興計画を作成する際には、学識経験者等から構成される委員会等を設置することが望ましい。この委員会は、基本方針の策定に係る委員会、分野別復興計画の作成に係る委員会、復興計画の作成に係る委員会など複数考えられ、これらを迅速かつ円滑に設置・運営するためには事前に組織化を図ることが望ましい。具体的には以下の事項を検討する。 <input type="checkbox"/> 委員会の構成人数 <input type="checkbox"/> 委員となる学識経験者の分野及び候補者 <input type="checkbox"/> 委員会での検討内容など 2) 住民への周知の方法の検討 復興計画をはじめ、復興に係る県の方針や具体の施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報等を迅速かつ的確に市民に提供する方法を検討する。具体的には「災害復興ニュース」(仮称)を配布する場合、被災直後の混乱期の発行部数及び配布方法、他県に一時避難している被災者に対する配布方法等を検討しておくことが望ましい。また、県外に一時避難している被災者への情報発信については、以下に示すような方法等を検討しておく。 <input type="checkbox"/> 全国の地方公共団体の広報誌に「復興計画の概要を記したパンフレットを被災者の方に送付しています。必要な方は和歌山県海南市までご連絡下さい」等の内容の掲載を依頼する。 <input type="checkbox"/> マスメディアを活用した広報の実施									

【行動フロー】



2-2-1 復興計画作成体制

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・復興計画作成の際に学識経験者等で構成される委員会の設置について検討する。
・委員会を設置する場合は、委員会の構成人数、委員となる学識経験者の分野及び候補者、委員会での検討内容等について、検討する。また、委員会の設置に係る条例の制定が必要な場合は、条例案についても検討する。
・復興計画をはじめ、復興に係る県の方針や具体の施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報等を迅速かつ的確に市民に提供する方法を検討する。

(3) 留意事項

・復興計画は多様な分野に及ぶものであり、住民生活に密接に関わるものである。そのため、住民の意見を十分に反映した復興計画作成する。
・住民の意見・提案を収集する際、地域外へ疎開した被災者も対象として考えなければならない。
・復興計画の大枠及び方向性が固まった段階で住民に提示しその大枠や方向性に対する住民の意見を十分に復興計画に反映させることが重要である。
・被災市、県、国等が復興事業に関係し、被害が広範囲におよんだときは複数の被災市町村が関係するため、国や他の市町村との連携を図るとともに、他の市町村の復興計画と整合性を図りながら復興計画作成することが必要となる。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	復興計画作成に係る調整及び連携
学識経験者等	復興計画作成支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

＜東日本大震災における取組＞

・復興組織体制の構築(大船渡市)

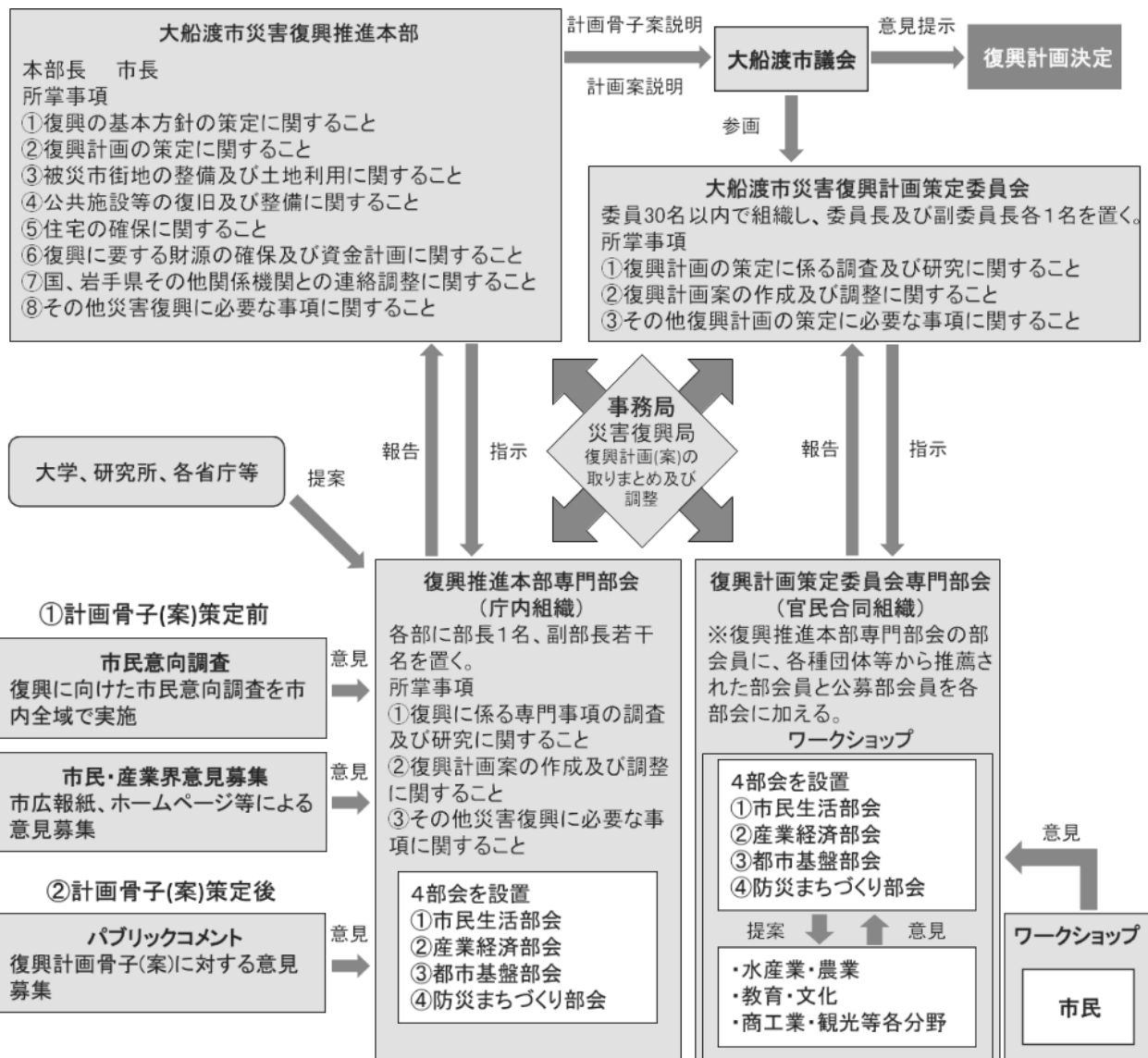
○視察の実施

災害復興局では、復興計画の作成や津波、地震等の災害から復興したまちづくりの現場を確認するために、北海道奥尻町及び新潟県小千谷市への視察を実施した。それぞれ災害復興局の職員2名が視察へ向かった。3月29日から31日まで北海道南西沖地震(平成5年7月12日)の被害を受けた奥尻町の視察を実施した。ここでは主に津波被害を受けた地として、防災集団移転事業や防潮堤の整備、宅地や道路のかさ上げ等について現場職員の案内を受けながら、確認を行った。4月3日から5日まで新潟県中越地震(平成16年10月23日)の被害を受けた小千谷市の視察を実施した。小千谷市は大船渡市と人口規模が同程度で、積極的な住民参加のもと計画づくりを行っていたため、計画づくりや防災集団移転事業等について参考とした。災害からの復旧・復興の現場を実際に確認することで、今後の復興を考える際の参考とすることができた。

○復興計画作成の体制

復興計画作成の体制は災害復興局が事務局となり、庁内及び官民合同組織を設置して作成を行った。視察先である小千谷市では市民主体の組織体制を構築しており、こうした体制を参考としながら本市においても取組を進めた。

図表 大船渡市復興計画作成体制



出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

2-2-2 復興方針の検討

施策コード	2-2-2	施策名	復興計画の作成
項目	復興方針の検討		



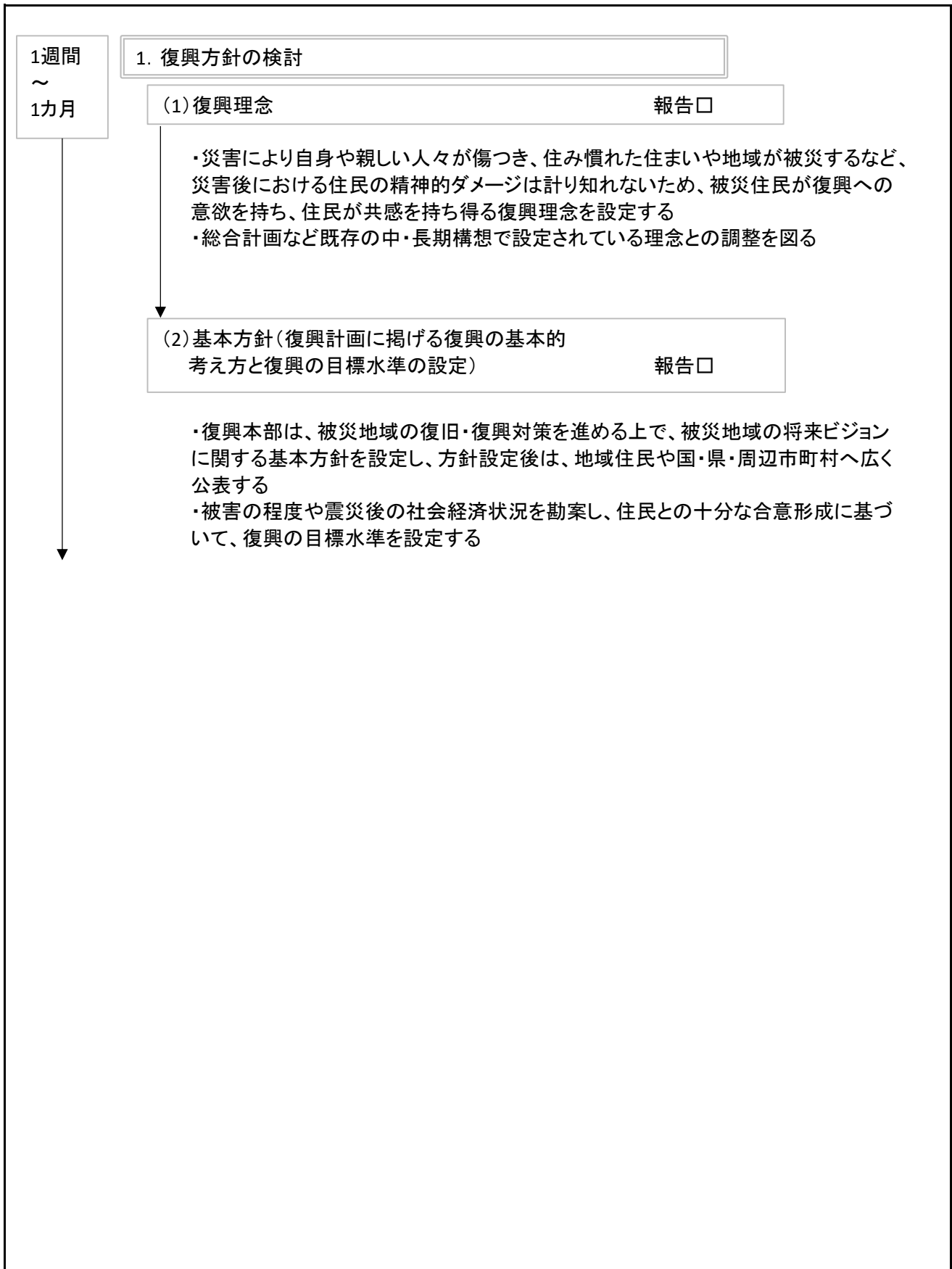
概要	各計画や県の復興方針等と調整を行ったうえ、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性等を復興方針として明確にする。
----	--

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
①復興理念	企画財政課	■								
<p>災害により自身や親しい人々が傷つき、住み慣れた住まいや地域が被災するなど、災害後における住民の精神的ダメージは計り知れない。このため、復興スローガンの設定は、被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感を持ち得るものとする。</p> <p>復興計画において、新たに復興理念を設定することが考えられるが、その場合、総合計画など既存の中・長期構想との調整を図る。</p>										

内容	担当課(平時)	期間								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②基本方針(復興計画に掲げる復興の基本的考え方と復興の目標水準の設定)	企画財政課	■								
<p>復興本部は、被災地域の復旧・復興対策を進める上で、被災地域の将来ビジョンに関する基本方針を設定し、方針設定後は、地域住民や国・県・周辺市町村へ広く公表する。</p> <p>復興の基本的考え方として、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方になる。</p> <p>復興の目標水準については、災害後の社会経済状況や復興に対する住民の要望等によっては、必ずしも平常時と同様の目標水準を設定することになるとは限らない。市が目標水準をどのレベルに設定するかについてはいくつかの考え方がある。</p> <p>1) 本来災害がなければ続いたであろうと思われる既存の総合計画等に掲げる当初の目標水準を一気に達成するもの。</p> <p>2) 災害がなければ当然達成するであろうと考えられる目標水準を復興計画等の目標水準に掲げる考え方であるが、これは復興後の次の段階における目標水準の設定を本来の総合計画等の目標達成に向けて引き続き総合計画の目標水準を掲げる考え方である。</p> <p>3) 総合計画等に掲げる目標水準とは関係なく、独自に目標を掲げる考え方である。この考え方には、その後の段階における目標水準の考え方として、当初の総合計画の目標水準を掲げるものと、当初の総合計画にはこだわらない目標水準を掲げるものの2つの考え方がある。被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。</p>										

【行動フロー】



2-2-2 復興方針の検討

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。
- ・過去の災害における復興方針(基本方針)について情報収集する。
- ・復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容について検討する。

(3) 留意事項

- 被災状況の把握
 - ・市街地を復旧するのみにとどめるか、復興するか、復興するにしてもどのような方針・手法で復興するかということは市街地の被災状況に大きく左右される。
- 地域の従前の基盤整備状況の把握
 - ・基盤整備が行われていた地区では基盤整備を伴う事業を復興事業として行う必要性は低い。逆に従前に基盤整備がさほど行われていなかった地域では土地区画整理事業等の基盤整備を伴う事業を行う必要性が高くなる。
- 土台となる既存計画、住民組織の有無
 - ・どのような方針・手法で復興するかということは復興事業の土台となる既存計画の有無、住民組織の有無等に左右される。
- 既存の長期計画・広域計画における位置づけ
 - ・復旧・復興の基本方針の決定には既存の長期計画・広域計画等においてその地域がどのような位置づけをなされていたのかを考慮する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	県の復興方針との整合性の確認
学識経験者等	復興方針策定支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

＜東日本大震災における取組＞

発災後1か月時に出した復旧・復興指針

発災と同時に立ち上がった災害対策本部では、被災状況の把握から始まり、市民生活の再建を目指した取組が進められた。被災から1か月経過後の4月11日には、市長が「復旧・復興指針」を提示。住まい、義援金、避難所環境の整備、ライフライン復旧など、のちの復興まちづくり計画のベースとなる方針が示された。これは市の向かうべき方向性を明確にし、庁舎内に浸透させ、一丸となって復興に取り組む決意を示したものである。

■東松島市震災復旧・復興指針 制定:2011年(平成23年)4月11日(震災から1か月目)
(主な内容)

①市民生活復旧・復興の方針【震災復旧対策室を設置】

- ・安全で衛生的な住まいの提供と生活再建 ・災害救助法、福祉施策の早期実施
- ・避難所の運営と環境の整備 ・ライフラインの早期復旧、道路確保、排水対策
- ・災害廃棄物の撤去 ・分別の徹底、流出車両および船舶の撤去、遺体の安置、埋葬、火葬

②市街地復興に関する方針【震災復興土地利用調整チームを設置】

- ・被災市街地復興推進地域の指定 ・国土利用計画の見直し ・都市計画の見直し
- ・集団移転の調整 ・国による土地買収の調整

出典:東日本大震災復興記録誌(東松島市)

・市民参加の取組

①市民意向調査の実施

復興に向けた市民意向を把握し、復興計画の策定や市民と行政の協働によるまちづくりに反映させるためにアンケート形式による市民意向調査を実施した。この調査は、対象を市民全員とし、各避難所、JAおおふなど各支店等にアンケート調査票を設置し、災害広報や災害FMを通じて告知を行って実施した。本市で毎年実施している市民意向調査では、無作為抽出した市民2,000人を対象としているが、今回の調査ではそれ以上の調査票を準備して、実施した。これら調査結果の集計は、岩手県立大学に無償で協力いただいた。

②市民ワークショップの開催

平成23年7月10日及び17日にはワークショップ形式により「復興によって目指すべき大船渡市の姿」を検討した。これは岩手県立大学の協力を得て実施した。

復興計画に掲載されている復興後の大船渡市の姿「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」は、様々な世代の市民が参加したワークショップにおける議論をもとに導き出したものである。

③地区懇談会の開催

復興計画の策定にあたり、市民の意見を広く聴くために、復興に向けた地区懇談会を2回実施した。参加は自由参加とし、地区別に第1回は11会場、第2回は13会場で実施した。第1回は避難所で避難している市民等の思いを聞くことが主眼とされた。第1回の開催時には、大船渡地区と赤崎地区の公共施設は避難所となっている施設が多かったことから、市役所を会場とした。第1回の開催では、参加者が多く会議室に入りきれない程であったため、第2回の開催では、大船渡地区と赤崎地区はそれぞれ2回に分けて開催した。

奥尻島や小千谷市の視察においては、避難所での生活や、仮設住宅に移ってからの生活等、様々なタイミングで被災者の思いを聴くことが大切であるということであったため、そうしたことも参考として開催した。

④子ども復興会議の開催

市内中高生を対象として、未来の大船渡市をイメージする「大船渡市子ども復興会議」を開催した。この会議は、岩手県立大学総合政策学部伊藤英之准教授の企画・運営により、同大学地域政策研究センター震災復興研究費を活用して実施された。ここでは、「僕たち、私たちの大船渡市復興宣言」を取りまとめた。

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

2-2-3 復興計画の作成

施策コード	2-2-3	施策名	復興計画の作成
項目	復興計画の作成		



概要	被災後の復興対策を迅速かつ効果的に実施するため、復興計画を速やかに作成し、関係者や市民等に周知し、関係者の合意形成を図る。
----	---

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
①復興計画の内容	企画財政課									
1) 復興に関する基本理念 2) 復興の方向性 3) 復興の基本方針・目標 4) 復興計画の目標年次 5) 復興計画の対象地域 6) 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等） 7) 復興施策や復興事業の事業推進方策 8) 復興施策や復興事業の優先順位										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②復興計画の作成	企画財政課									
1) 被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性） 復興計画には、単なる原状復旧と異なり、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要なポイントとなる。復興計画に被災教訓を反映させる具体的な手法としては、各分野の有識者、専門家などの意見を参考にする。										
2) 復興施策の優先順位の決定 復興施策は広範囲な分野に及ぶことから、内容も多岐にわたる。そのため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定することが必要となる。										
3) 計画の作成（手順） 復興本部内の計画作成を進める組織が中心となり、各部局間の調整を行った上で、復興計画作成にあたっての基本方針について庁内原案を作成する。 計画作成における基本方針をもとに、計画の指針として、計画の目標や取り組むべき施策・事業等について策定する。その際、審議会等の開催により、専門家の知見の反映を図る。 復興指針を受け、具体的な計画作成を行う。										

■参考：復興計画等における特別措置

「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」（平成25年6月、平成27年9月）において、復興計画等における特別措置として、1) 復興計画に関する協議会を設置し、そこでの協議を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できること、2) 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること、3) 復興拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること、4) 被災市からの要請により県が都市計画の決定等を代行できること、の4点が定められた。

復興計画作成の際のポイントと対応する主要な既存手法

復興計画策定の際のポイント	主要な既存手法
(1)被災教訓の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の開催 ・有識者へのヒアリング
(2)住民の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会などの場の設定 ・住民アンケートの実施 ・郵便やファクシミリ等による住民意見の募集 ・復興計画の公募
(3)復興施策の優先順位の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・市内での復興計画策定のための専門部局の設置(プロジェクトチーム等) ・多段階の策定過程
(4)行内各部局間の調整	
(5)国・他の地方公共団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体から構成される連絡協議会等の設置

(1)復興計画策定に係わる庁内組織の設置

- 目的：
- ・復興計画策定方針の検討
 - ・復興計画に係わる庁内原案の作成
 - ・既存計画（施策）との整合性の確保
 - ・庁内各部局間の調整

(2)多段階プロセスによる復興計画の検討

1)復興計画策定にあたっての基本方針についての検討

2)復興計画指針の検討

- a) 専門家の知見の反映
- b) 住民等の意見・提案の反映
- c) 国・他地方公共団体との調整

3)復興計画の検討

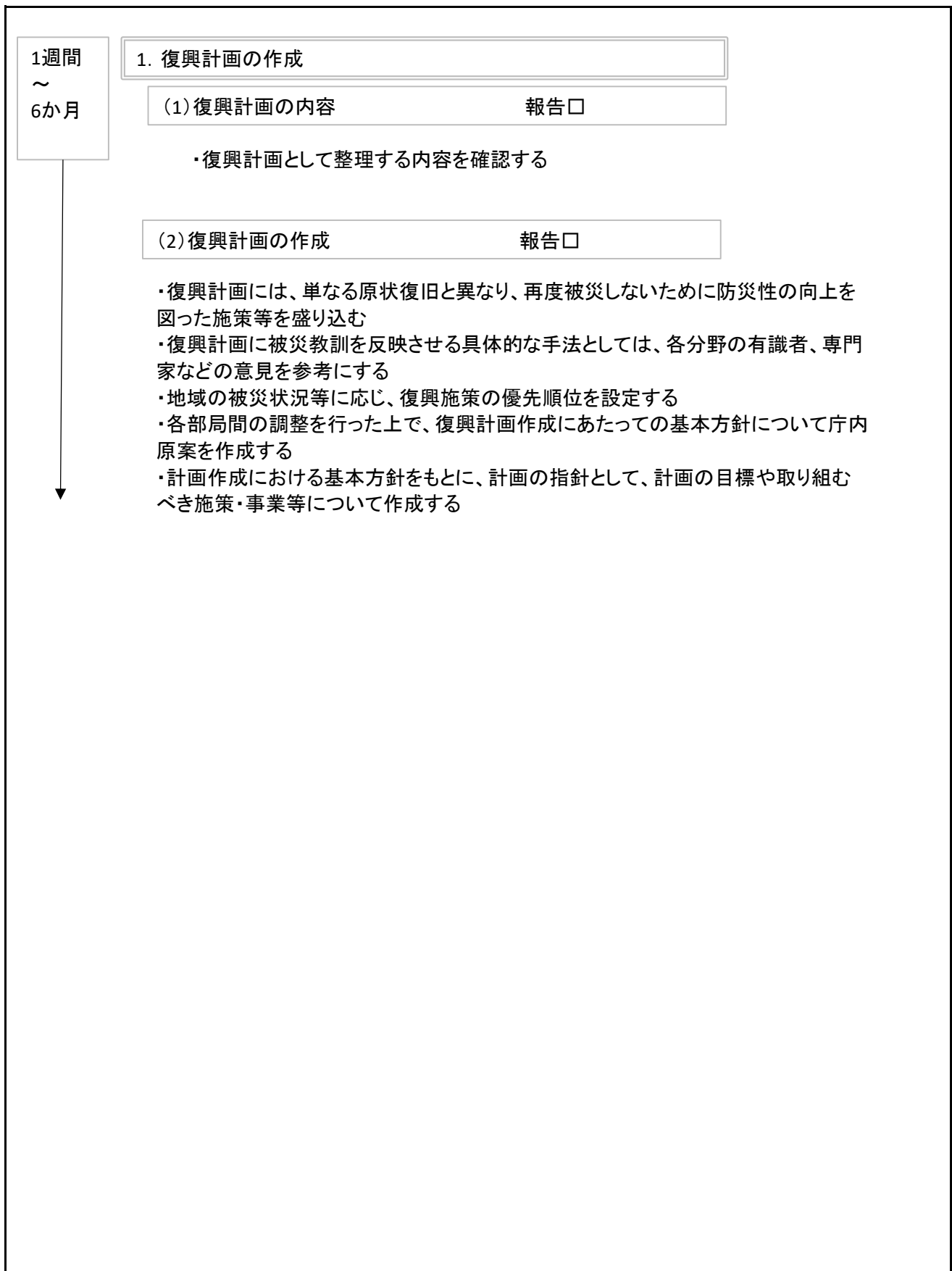
- a) 専門家の知見の反映
- b) 住民等の意見・提案の反映
- c) 国・他地方公共団体との調整

- 目的：
- ・庁内各部局間の調整
 - ・被災教訓の反映
 - ・住民意見の反映
 - ・復興計画の広域的な調整

復興計画の策定

復興計画策定プロセス

【行動フロー】



企画財政課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○事前計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対し、災害発生後、取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を検討する。 <p>○基本データの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興計画を作成する際に必要となる地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎的データを収集・整理し、緊急時における計画作成に活用できるように整備する。 ・具体的な計画を作成するために必要となる地積、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータの整備・保存並びにバックアップを行う。 ・住民からの意見聴取の手法としてSNSが活用可能か、また、災害時に使用可能なツールは何かも含め、検討する。

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画に被災教訓を反映させる具体的な手法としては各分野の有識者、専門家などの意見を参考にする。 ・復興施策は広範囲な分野に及び、内容も多岐にわたっているために限られた財源の中で地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定することが必要となる。 ・復興指針を受け、具体的な計画作成を行う。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	県の復興方針・復興計画との整合性の確認
学識経験者等	復興計画作成支援

(5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

1. 災害復興基本方針

奥尻島及び小千谷市の視察結果を整理し、庁内会議を行うなどして、4月20日に「復興基本方針」を発表した。これは、復興に向けて前進していることを市民に示したいとの思いから、早い時期の取りまとめが行われた。

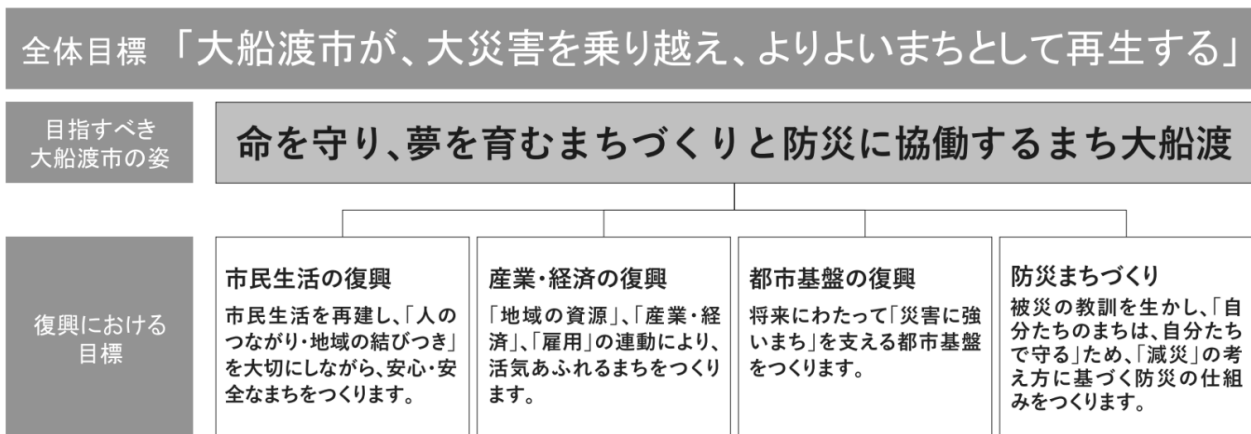
2. 大船渡市復興計画骨子

災害復興計画策定委員会で議論された「復興計画骨子」は、第3回委員会後の7月8日に決定した。

3. 大船渡市復興計画の策定

10月31日の市議会第4回臨時会において「大船渡市復興計画」が議決され、正式決定された。復興計画は、議決承認が必要であるため、将来的に変更が予想される事業や図は計画とは別の構成とした。実際に、策定当時233だった復興計画事業は、平成27年3月現在274事業となっている。変更が多い事業や図を別構成にしたため、変更がある度に、議会議決を待つ必要がなく、復興への取組が停滞することなく柔軟な対応が可能となった。

図表 大船渡市復興計画



出典：大船渡市東日本大震災震災記録誌

・東松島市復興まちづくり計画の構成

計画では、東松島市が目指すまちの姿を表す「まちの将来像」に基づき、その実現に向けた4つの「基本方針」を掲げ、この基本方針に沿った「分野別取組」として具体的な「取組項目」と「主な実施事業」を挙げている。また、被害状況に応じた「地区別土地利用計画」を示し、復興まちづくりの整備方向を明らかにしている。「主な実施事業」については、市民の暮らしを支え守るために緊急的、優先的に実施する事業を「緊急的事業」（所要期間はおおむね1年以内）、短期的に実施する事業を「短期的事業」（期間は3年以内）に分けている。

さらに、将来的な東松島市のまちづくりに向けて時間をかけて推進する事業を、「中期的事業」（期間は5年以内）、「長期的事業」（期間は10年以内）として示している。

また、東松島市の復興まちづくりを先導する事業を「リーディングプロジェクト」として挙げている。これは、東松島市の将来の礎をつくるために、市民、企業、行政等が共に力を合わせて復興を牽引するプロジェクトとして位置付けている。

出典：東日本大震災復興記録誌（東松島市）

施策コード	2-3-1	施策名	広報・相談対応の実施
項目	広報		



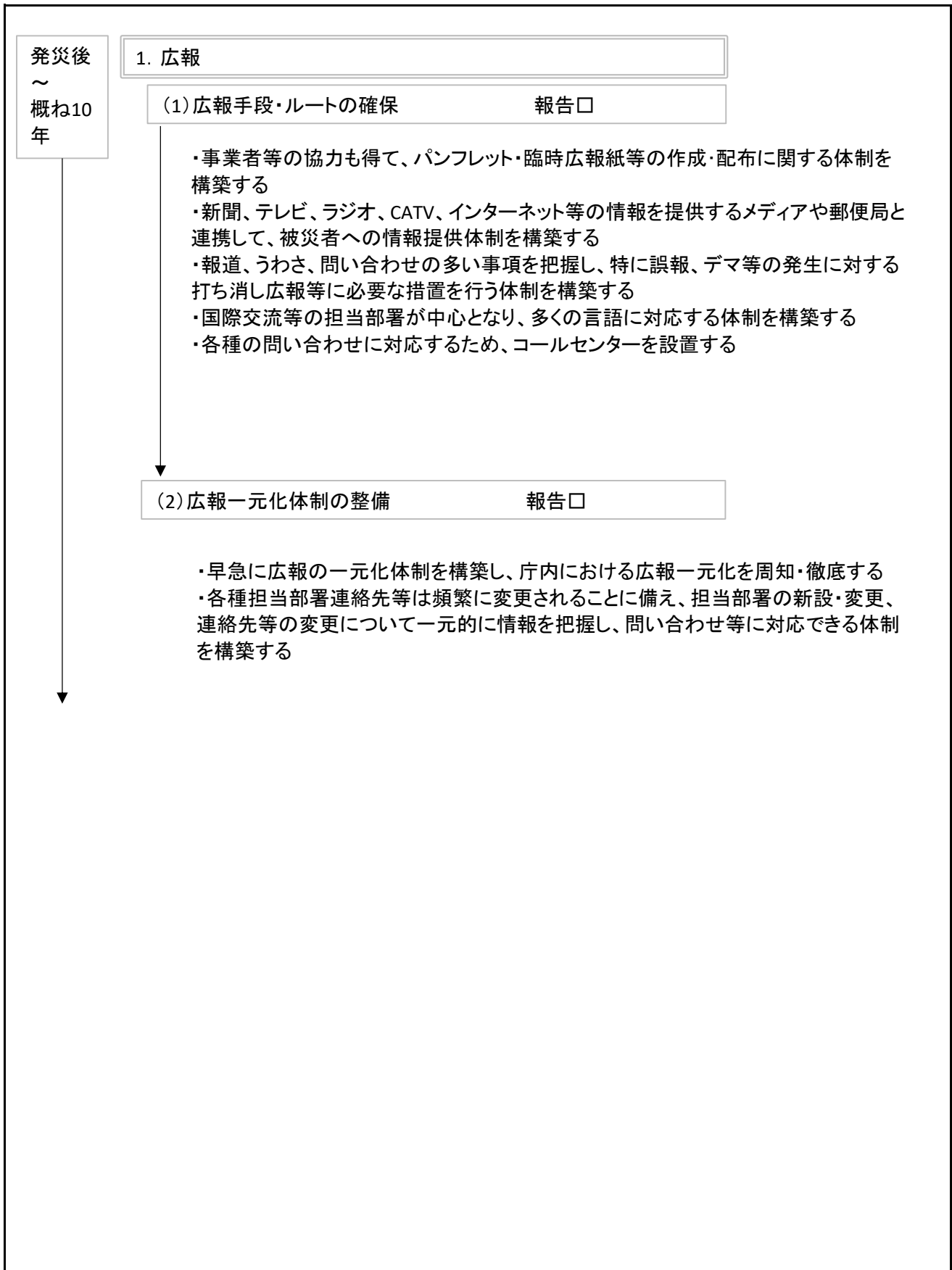
概要	正確できめ細やかな広報を行うための手段等を確保する。また、庁内、関係機関等の広報一元化体制を確立する。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①広報手段・ルートの確保	シティプロモーション課、市民交流課、社会福祉課、高齢介護課						
<p>1) パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布 事業者等の協力を得ながら、パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布を行うが、配布範囲は災害状況等によって変動するため、災害状況に応じた配布体制を構築する。なお、普段から自治会等を通じた広報を実施している場合には、そうしたルートでの情報提供方法についても体制に組み込む。</p> <p>2) 避難先情報の把握 郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。他県、他市町村に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等を把握する。マスメディア等を利用して、被災地方公共団体への避難先の連絡を要請する。</p> <p>3) マスメディア等との連携 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携体制を構築する。マスメディア専用の場所を確保・提供する。</p> <p>4) 報道、うわさ、問い合わせ状況の把握 報道、うわさ、問い合わせの多い事項を把握し、特に誤報、デマ等の発生に対する打ち消し広報等に必要な措置を行う体制を構築する。</p> <p>5) 外国人への広報 国際交流等の担当部署が中心となり、多くの言語に対応する体制を構築する。国際交流ボランティア等の協力が有効である。</p> <p>6) コールセンターの設置 各種の問い合わせに対応するため、コールセンターを設置する。一元的な窓口を設置することで、被災者等の混乱を防ぎ、また、被災地方公共団体への直接の問い合わせを削減することができる。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②広報一元化体制の整備	シティプロモーション課						
<p>1) 行政機関における広報一元化を徹底する 早急に広報の一元化体制を構築し、庁内、関係機関における広報一元化を周知・徹底する。特に国の出先機関と地方公共団体との広報の調整方法を明確にする。</p> <p>2) 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化 施設の被災、通常と異なる業務体制などによって、各種担当部署連絡先等は頻繁に変更される。そうした担当部署の新設・変更、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。</p>									

【行動フロー】



シティプロモーション課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・ 臨時広報紙等の作成については、被災地内では印刷業者等も被災し対応できないことがあることから、全国的レベルで対応可能な事業者等と協定を結ぶことなどを検討する。

・ 大規模災害では臨時広報紙等の印刷物の配布も困難となることが想定されることから、避難所への食糧・物資配布ルートを活用、自治会等を活用した配布等を計画する。

・ 応急仮設住宅等への入居募集に関する情報等、他の都道府県、他の市町村に避難している住民にも周知する必要のある情報についての周知方法を検討する。

・ 高齢者、障害者、外国人に対して効果的に情報を周知できる方法について検討する。

・ 外国人に対して国内における災害情報等をプッシュ型で通知することができるアプリがあればその内容を精査した上でホームページ等で情報発信を行う。

(3) 留意事項

・ 重要な広報に関しては、できるだけ市長等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。

・ 被害情報、関連情報、統計情報を併せて準備し、発信できるようにする。これは各種視察者への対応のためにも不可欠である。

・ マスメディアへの情報提供を定期的実施する。この際、新聞等の締め切り時刻に配慮した時間設定を行う。

・ 広報担当部署は、定期的に関係各部署との情報交換を実施し、最新情報の共有に努める。

・ 重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、マスコミ等に積極的に情報提供する。(発災後、1週間、1カ月、3カ月、半年、1年、3年、5年、10年など)

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
報道機関	情報発信
自治会、自主防災組織等	情報発信
ボランティア	広報紙・災害情報紙の配布協力

(5) 関連する法令、計画、資料等

・ 臨時災害放送局仮設等の手引き(総務省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・3-1-1-3 1.地震、津波情報の収集・伝達 ・3-1-1-6 2.外部への情報発信 ・3-1-2-7 1.道路交通の確保 ・3-1-3-7 1.避難所避難者への情報伝達活動 ・3-1-3-7 1.在宅避難者への情報伝達活動 ・3-1-3-7 1.一時市外避難者への情報伝達活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・3-1-1-6 1.市民への情報提供 ・3-1-2-1 1.避難情報の発令及び伝達
--------	--	---

市民交流課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○避難先情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難先の把握・情報共有について、郵便局との包括連携協定に基づき、郵便局と協力方法等について検討する。 <p>⇒郵便局との具体的な方法について調整が必要</p> <p>○パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害では、パンフレット・臨時広報紙等の配布が困難となることも想定し、自治会などを活用した配布等を検討する。 <p>⇒受け渡しの方法など具体的な手順について調整が必要</p>
--

(3)留意事項

--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
郵便局	被災者の避難先の把握・情報共有

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-6 1.市民への情報提供
--------	--------------------

社会福祉課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・ 広報の内容は医療・福祉、り災証明の取得、ゴミ・がれきの処分、応急的な住宅の確保、住宅の補修・再建、雇用、各種給付金や義援金支給、税の減免、心のケアなど、被災者の生活再建に関する広報は多岐にわたるため、制度等を広く周知することに加え、対象者に向けたきめ細やかな広報の方法について検討する。

・ 障がい者等への広報について、その方法や体制について検討する。

・ 被災地外への避難者にも情報提供を行う方法について検討する。

(3)留意事項

○生活再建に係る広報

・ 復興に関する行政の方針や具体の施策等を整理し、分かりやすく速やかに住民に広報し、住民が、公平公正に情報を受け取り、情報弱者を出さないよう留意する必要がある。

⇒障がい者に対する広報については、一般的な連絡方法(放送・メール等)以外に実際に対面しなければならない場合も想定される。障害者の支援に当たっている方にも協力を求め、情報を入手する方法を提示していただくとともに手続等が必要な場合にはお手伝いいただくなどして、情報入手手段の確保に努める。また、発信方法についても検討が必要。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
報道機関	市民及び他地域避難者への情報提供
ボランティア	広報紙・災害情報紙の配布協力・ボランティア情報の発信

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-7 1.被災者への情報伝達活動
--------	-----------------------

高齢介護課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○生活再建に係る広報
 ・復興に関する行政の方針や具体策等を整理し、高齢者にわかりやすく情報が伝達できる広報について、その方法や体制について検討する。
 ⇒震災時には防災行政無線をはじめとした従来の広報活動が不可能となることが想定されるので、どのように情報発信を行うのか関係各課と調整が必要。
 ・市外に避難している高齢者へ情報提供を行う方法について検討する。
 ⇒市外の地方公共団体及び高齢者施設等との調整が必要。

(3)留意事項

・高齢者は情報弱者になる恐れが高いため、各種情報が伝わらない高齢者がないように留意する。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
報道機関	市民及び他地域避難者への情報提供
ボランティア	広報紙・災害情報紙の配布協力・ボランティア情報の発信

(5)関連する法令、計画、資料等

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-7 1.避難所避難者への情報伝達活動 3-1-3-7 1.在宅避難者への情報伝達活動 3-1-3-7 1.一時市外避難者への情報伝達活動
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・復興まちづくりへ向けた首長の取組姿勢や基本的考え方の早期発信

大災害が発生した直後においては、不安を抱える被災者に向けて、地方公共団体が復興に向けて動いているという力強い姿勢を示すことが求められた。岩手県釜石市では、発災直後から市長が各避難所を周り市民と対話を繰り返すとともに、震災から1か月後の2011年4月11日に、不撓不屈の思いをメッセージとしてプレスリリースした。併せて、復興まちづくり基本方針として「目指す方向性」と「復興まちづくりスケジュール」等を発信した。

・丁寧な情報提供

住民や事業者が再建を検討するにあたっては、復興まちづくり計画による居住制限の有無、復興事業による財産補償の有無、生活再建に要する時間や費用、整備される宅地の条件などに関する必要な情報が十分に得られなければ、意思決定をすることは困難である。特に、既存コミュニティによる情報交換が困難な賃貸型応急住宅居住者や広域分散避難者への対応や、障害者や外国人などへの配慮が必要となった。このため、説明会をはじめ個別相談会などの機会を設けるほか、広域分散避難者に対するニュースレターやメディアを通じた情報提供等が行われた。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

2-3-2 相談・各種申請の受付

施策コード	2-3-2	施策名	広報・相談対応の実施
項目	相談・各種申請の受付		



概要	相談対応窓口を設け、被災者に必要な情報を提供する。また、生活再建に関する広域的な相談について、総合的かつ一元的に提供する総合支援窓口を設置する。
----	--

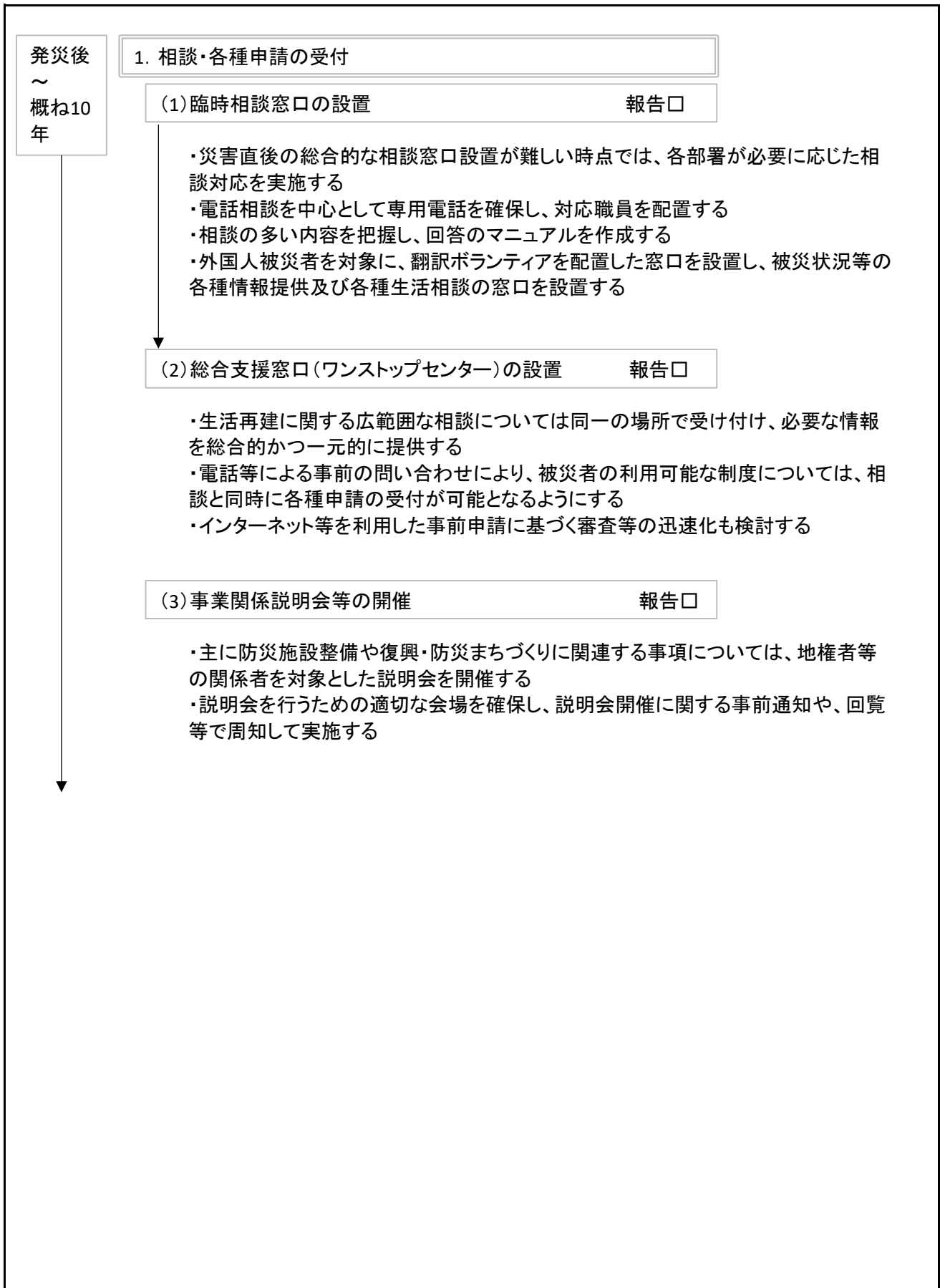
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①臨時相談窓口の設置	総務課、税務課、市民課、保険年金課、下津行政局、支所・出張所								
<p>災害直後の総合的な相談窓口設置が難しい時点では、各部署が必要に応じた相談対応を実施する。電話相談を中心として専用電話を確保し、対応職員を配置する。</p> <p>相談受付の際には、その後の支援策実施に関するフォローアップが可能となるよう、相談者への連絡先を記録する。</p> <p>相談の多い内容を把握し、回答のマニュアルを作成する。これを広報部門を通じて広報するよう要請する。</p> <p>相談の内容に応じて、必要な各種専門家を把握し、連携体制を構築する。</p> <p>外国人被災者を対象に、翻訳ボランティアを配置した窓口を設置し、被災状況等の各種情報提供及び各種生活相談の窓口を設置する。</p> <p>関係機関の協力を得ながら、可能な限り早期に、本格的な被災者総合支援窓口を開設するための準備（場所・専門家・職員確保）を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②総合支援窓口(ワンストップセンター)の設置	総務課、管財情報課、社会福祉課、出納室								
<p>生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。被災地の広がり、被災の集中度、交通機関の回復状況を勘案して窓口を設置する。</p> <p>電話等による事前の問い合わせにより、被災者の利用可能な制度については、相談と同時に各種申請の受付が可能となるようにする。また、被災証明等の発行書類については即座に引き渡すことができるようにする。</p> <p>金融機関等との連携を図り、給付金の振り込み手続等を迅速に行うことも考慮する。</p> <p>今後は、インターネット等を利用した事前申請に基づく審査等の迅速化も検討する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③事業関係説明会等の開催	所管課								
<p>防災施設整備や復興・防災まちづくりに関連する事業については、地権者等の関係者を対象とした説明会を開催し、情報提供及び相談対応が必要となる。</p> <p>説明会を行うための適切な会場を確保し、説明会開催に関する事前通知や、回覧等で周知して実施する。</p>									

【行動フロー】



2-3-2 相談・各種申請の受付

総務課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・総合窓口を設置するため、支援施策所管部署と調整の上、窓口の設置場所、必要となる人員、事務機器、その他の物品等の確保手段を確認しておく。
・出張窓口(代替施設等の確保)、移動窓口(車両、電源等資機材、事務機器等物品の確保)についても併せて確認しておく。
・申請受付に業務系及び情報系端末を使用する場合、ICカードやパスワード設定が必要となるが、応援職員でもすぐに対応できるよう、復興本部権限でこれらの設定が可能か、管財情報課等と調整する。

(3) 留意事項

・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。
・臨時職員の雇用、OB・OGの再雇用、関係連携機関からの応援職員の受け入れ等、人員の確保の手段を検討する必要がある。
・り災証明等、災害対策本部が先行して設置する申請窓口との調整の必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県市町村課	人的資源、対応ノウハウの確保

(5) 関連する法令、計画、資料等

・被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

税務課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・受付窓口の設置場所や必要となる人員、事務機器、その他必要となる物品等の確保手段を検討する。
 ・出張窓口（代替施設等の確保）、移動窓口（車両、電源等資機材、事務機器等物品の確保）についても併せて検討する。
 ・申請受付に業務系及び情報系端末を使用する場合、ICカードやパスワード設定が必要となるが、復興本部において応援職員により、これらの設定が可能となるよう、管財情報課等と調整する。

(3)留意事項

・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。
 ・臨時職員の雇用、OB・OGの再雇用、関係連携機関からの応援職員の受け入れ等、人員の確保の手段を検討する必要がある。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

・被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

2-3-2 相談・各種申請の受付

市民課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○臨時相談窓口の設置 ・住民異動や戸籍届出に関し、日ごろ相談が多い内容や災害時に想定される内容について、回答のマニュアルを作成する。 ・相談対応の記録のためのフォーマットを作成する。

(3)留意事項

--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

・戸籍法 ・住民基本台帳法 ・墓地、埋葬等に関する法律 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)
--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

保険年金課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○臨時相談窓口の設置

- ・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の各種届出に関し、日頃から相談が多い内容や災害時に想定される内容について、想定問答のマニュアルを作成し、情報共有する。
- ・相談対応の記録のための共通様式を作成し、情報共有する。
- ・受付窓口の設置場所や必要となる人員、事務機器、その他必要となる物品等の確保手段を検討する。
- ・申請受付に業務系及び情報系端末を使用する場合、ICカードやパスワード設定が必要となるが、応援職員でもすぐに対応できるよう、復興本部権限でこれらの設定が可能か、管財情報課等と調整する。
- ・国や県、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、国や県等との連携方法を検討する。

(3) 留意事項

- ・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮する。
- ・臨時職員の雇用、応援職員の受け入れ等、人員確保の手段を検討する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県国民健康保険課	各種事業支援
和歌山県後期高齢者医療広域連合	各種事業支援
和歌山西年金事務所	各種事業支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

2-3-2 相談・各種申請の受付

下津行政局・支所、出張所

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○臨時相談窓口の設置

【行政局・日方・野上・亀川】

- ・相談窓口を設置する場合、支援施策所管部署と調整の上、窓口の設置場所、応援必要人数、事務機器、その他物品等確保手段を検討する。
- ・各種相談・支援策が多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続きは複雑なものとなることから被災者支援施策の内容把握を事前に行い情報共有を行う。
- ・被災により業務系、情報系端末が使用不能となった場合の対応を管財情報課等と調整する。

(3) 留意事項

- ・臨時窓口の設置場所については、被災状況により施設管理者と調整を行う。
- ・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。
- ・相談の多い内容を把握し、FAQを作成する。
- ・日方支所が被災した場合、市西部地域における臨時相談窓口の設置場所を確保する必要がある。
- ・下津行政局が被災した場合、下津地域における臨時相談窓口の設置場所を確保する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

管財情報課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 総合支援窓口の設置に必要な機器等の確保
- ・総合窓口を設置する場合、支援施策所管部署と調整の上、設置場所に必要となる機器、その他の物品等の確保手段を検討する。(相談者等のプライバシー保護にも十分配慮する)
 - ・申請受付時に応援職員等が業務系及び情報系端末を使用することを想定し、ICカードやパスワードの発行管理等の方法について、総務課等と調整する。
- 被災者情報の適正かつ効率的なデータ管理の検討
- ・被災者に関する情報を一元管理できるシステムを整備し、発災時に円滑に利用できるように定期的に操作確認、研修等を行う。
 - ・各種申請受付や証明発行等の事務の迅速化に向けて、オンライン対応について検討する。

(3)留意事項

- ・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮するものとする。
- ・臨時職員の雇用、OB・OGの再雇用、関係連携機関からの応援職員の受け入れ等、人員の確保の手段を検討する必要がある。
- ・り災証明等、災害対策本部が先行して設置する申請窓口との調整の必要がある。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

2-3-2 相談・各種申請の受付

社会福祉課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災者支援相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・「被災者支援に関する各種制度の概要」や他の災害での事例を情報収集し、想定される相談内容や支援施策所管部局を整理する。・災害時における各士業の役割や必要とされる時期等を整理する。・県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県、国等との連携方法等を検討する。 <p>○災害ケースマネジメントによる支援</p> <ul style="list-style-type: none">・先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集し、その導入等について検討する。・社会福祉協議会、専門職団体、ボランティア等と連携し、平時から福祉を中心とした災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築するとともに、社会的孤立防止を図る居場所づくりや、住民相互の地域づくりを進める。

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none">・各種申請の受付に当たっては、被災者等が申請しやすいよう、受付の方法、場所、期間、関連する相談対応について、支援施策所管部局間で調整が必要である。・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理する。・相談や申請の受付に当たっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が必要である。 <p>○被災者支援相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・発災後、行政等からの各種支援策は多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続は複雑なものとなる。 <p>このため、各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、相談窓口との連携を事前に図っておく必要がある。</p> <p>⇒総合窓口の設置だけでなく、被災者への支援施策を把握し、被災者からの相談をワンストップで迅速に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>○災害ケースマネジメントによる支援</p> <p>大規模災害からの生活再建は、県及び市は、社会福祉協議会、士業ネットワーク、関連団体等と各フェーズにおいて緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策（災害ケースマネジメント）を実施することが効果的である。</p> <p>⇒災害ケースマネジメントの取組について情報収集をするとともに、平時からこの取組にかかるネットワークを構築し、事前に地域の情報の可視化、共有化も必要となる。</p>
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	各種事業支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

出納室

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・災害時に給付金の振込手続きを迅速に行えるよう、事前に指定金融機関との連携を図る。

(3) 留意事項

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
指定金融機関	支払い業務

(5) 関連する法令、計画、資料等

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

2-3-2 相談・各種申請の受付

所管課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

--

(3) 留意事項

・復興事業に係る説明会の開催に当たっては、開催場所や開催時刻を配慮する。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
自治会	住民説明会開催

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・被災者相談支援センターの設置

岩手県では、2011年7月、県北・沿岸広域振興局管内の各地（久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市）に「被災者相談支援センター」を設置した。各センターには常時相談員を配置したほか、弁護士、司法書士、ファイナンシャル・プランナー等の専門家を日替わりで派遣し、被災者、支援者、市町村等からの幅広い相談・問合せに総合的に対応した。また、地域の実情に応じてサブセンターの設置や出張相談を各地で行うなど、沿岸の全ての市町村において被災者相談窓口を開設し、被災者の相談対応にあたった。

・被災者台帳の作成

岩手県では、被災市町村における「被災者台帳システム」の導入を進め、2012年7月から県内7市町村で運用が開始された。システムを導入した市町村では、業務の効率化が図られるとともに、個々の被災世帯の罹災状況や支援の実施状況、今後の住宅再建の意向などを把握することにより、支援が必要な世帯を特定することが可能となり、被災者へのきめ細かな生活再建支援が可能となった。

東日本大震災の教訓を踏まえて、2013年6月に災害対策基本法が改正され、市町村長による被災者台帳の作成等に関する事務が規定された。被災者台帳に記載された情報により、住所地から避難した場合などに各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく迅速に援護を行うことや、避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者についても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じて要件に当てはまる者を抽出することが可能となっている。

・災害ケースマネジメントによる総合的支援

宮城県仙台市では、多様な生活再建課題を抱える被災者に世帯毎の個別支援計画を策定し、支援ニーズに応じて各種の制度や社会資源を組み合わせ提供する「被災者生活再建推進プログラム」を2014年3月に策定した。このプログラムによる支援方式は「災害ケースマネジメント」と呼ばれ、平時から生活困窮者支援等に取り組む一般社団法人パーソナルサポートセンターと支援関係団体とが連携して、多様な領域にわたる支援メニューを組み合わせ被災者の生活再建を総合的に支援することができた。

出典：復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

2-4-1 金融・財政面の緊急措置

施策コード	2-4-1	施策名	金融・財政面の措置
項目	金融・財政面の緊急措置		



概要	復興事業実施のための事業費や財源の確保を図るために、全体の資金計画を作成するとともに、予算編成を行う。
----	---

(1)項目・手順等

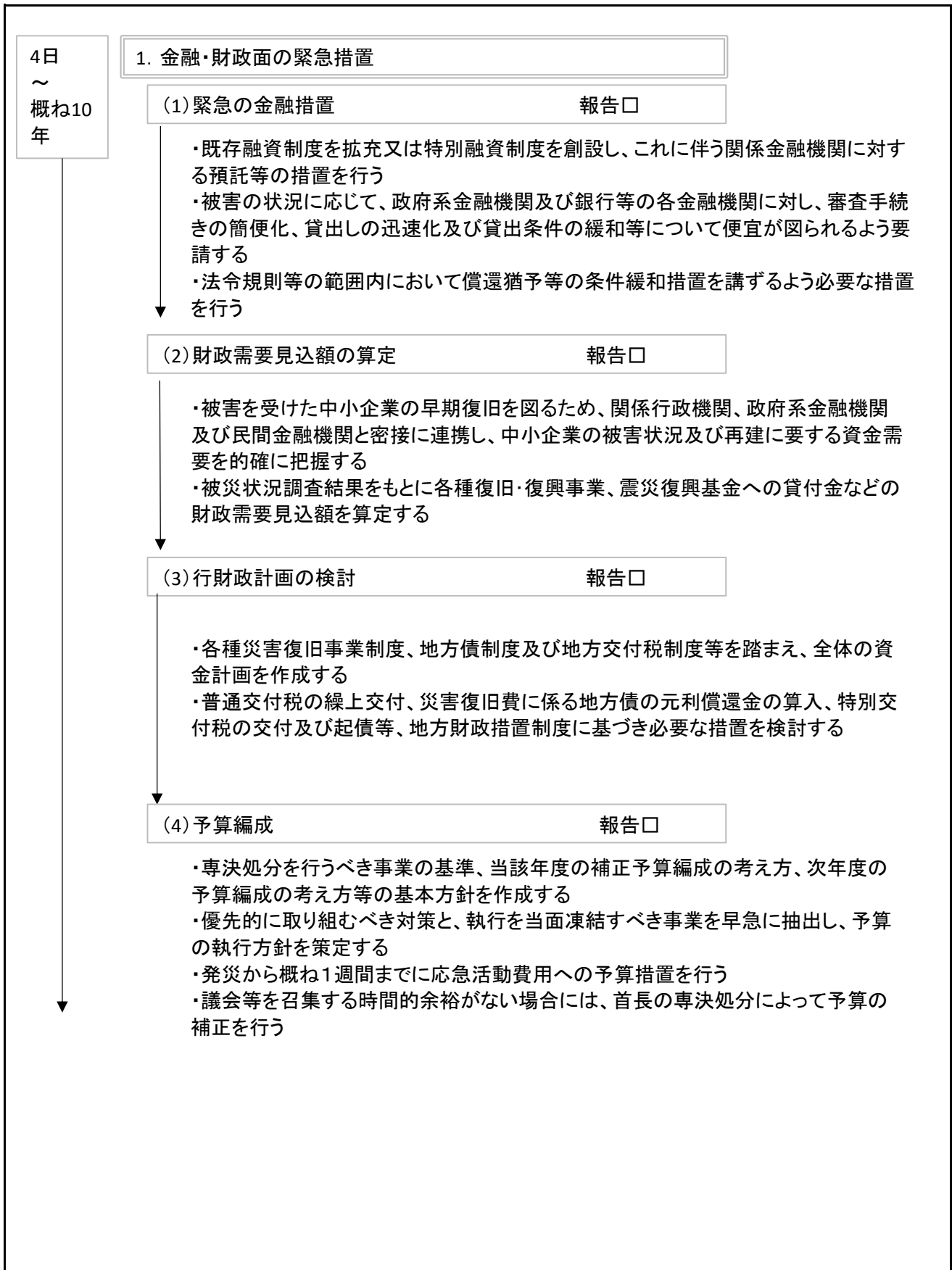
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①緊急の金融措置	企画財政課、産業振興課、出納室								
<p>被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて以下のような金融支援対策を実施する。</p> <p>1) 既存制度の拡充と特別融資制度の創設 既存融資制度を拡充又は特別融資制度を創設し、これに伴う関係金融機関に対する預託等の措置を検討する。 信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。</p> <p>2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。</p> <p>3) 既貸付金の条件緩和 被害を受けた事業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②財政需要見込額の算定	企画財政課、産業振興課、出納室								
<p>被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。 当該地方公共団体の各部局は、被災状況調査結果をもとに各種復旧・復興事業、震災復興基金への貸付金などの財政需要見込額を算定する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③行財政計画の検討	企画財政課、出納室						
<p>各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を作成する。 財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。 災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。</p> <p>1) 市の資金計画 県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を作成する。 また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		④予算編成	企画財政課						
<p>1) 予算編成の基本方針作成 発災後は本予算、補正予算をあわせて数次の予算の編成を行うことが必要になる。このため、一連の予算編成の基本的な方針となるものを策定することが効果的な施策の実施において重要となる。基本方針としては次の項目を踏まえたものとする。 ○専決処分を行うべき事業の基準 ○当該年度の補正予算編成の考え方 ○次年度の予算編成の考え方</p> <p>緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であり、その旨を計画に盛り込む。</p> <p>2) 予算編成の実施 発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。 迅速な対応が必要であり、議会等を召集する時間的余裕がない場合には、首長の専決処分によって予算の補正を行う。 震災の影響による税収の減少等により、正確な予算規模を把握することが困難な場合には、復旧・復興以外の分野について、予算編成を骨格予算にすることが必要である。</p>									

【行動フロー】



企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・発災時には、緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出する必要があることから、発災時に執行を自動的に停止・凍結する事業をリストアップする。
- ・和歌山県や金融機関と災害時に速やかに財源措置を行うための協定等を事前に締結できないか研究する。

(3) 留意事項

- ・災害により財務会計システムが使用できなくなった場合の対応について検討しておく。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山財務事務所	財源の確保
和歌山県市町村課	財源の確保
金融機関	財源の確保

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ・大規模災害からの復興に関する法律

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-10 1.財政措置
--------	-----------------

2-4-1 金融・財政面の緊急措置

産業振興課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○緊急の金融措置
・関係団体及び金融機関と連携し、多岐にわたる被災者支援資金や、各種支援制度の効率的な申請・受付体制をあらかじめ構築する。
⇒和歌山県担当部署をはじめ、金融機関と連携し、効率的な申請・受付方法や体制について協議・調整が必要。

(3)留意事項

・被害状況に応じて政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
金融機関	財源の確保
和歌山県商工振興課	情報共有・支援体制の確立

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-10 1.財政措置
--------	-----------------

出納室

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・指定金融機関等と災害時に速やかに財源措置・支払業務を行うための協定等を事前に締結できないか研究する。
 ⇒指定金融機関等との協議が必要
 ・確保された財源からの緊急時の資金計画を元に支払いを行うこととなるが、災害時の緊急的支払い（現金払い等）の方法について、研究する。
 ⇒指定金融機関等との協議が必要

(3)留意事項

・災害により財務会計システムが使用できなくなった場合の対応について検討しておく。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
指定金融機関	財源の確保

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-10 1.財政措置
--------	-----------------

〈東日本大震災における取組〉

支払等の対応

会計事務は、起債の償還期限や年度末・年度初め、生活保護費の支給等、出納閉鎖(5月末)があり、災害が発生したことにより、猶予できるものとできないものがあった。通常の方法で処理できないことから、どの事務をいつまでに処理しなければならないのか、急ぐ事務、年度末・年度初めに処理しなければならない事務、出納閉鎖までには処理しなければならない事務などを整理した。支払方法は、岩手銀行等金融機関ごとに、システムや被災の状況等が異なり対応に苦慮した。

各金融機関との調整

岩手銀行大船渡支店は、津波警報が発表された場合には業務を中止して避難するため、その間の業務は盛支店で対応することを確認していた。このため、発災当初は盛支店を訪問し、指定金融機関の業務を対応してもらった。

電話が繋がらないため、毎日各金融機関に来庁してもらって、対応について調整した。金融機関も被災したところがあったため、通常とは同じように対応できないものもあった。

東北銀行や北日本銀行なども被災したため、連絡調整に苦慮した。ゆうちょ銀行分は大船渡支店が被災したため、猪川支店が対応した。

市建設課からの要請で、被災した金融機関の金庫やATM現金等の盗難を防ぐため、がれきを除けた直後に金庫の引き上げができるよう市会計課が金融機関と連絡調整を行った。

予算措置

地方公共団体の歳出予算には、災害等を含む緊急的に対応が必要な事案に対する支出ができるよう、具体的な支出の定めがなくても計上できる災害復旧費及び予備費を計上している。

がれき処理は3月12日から始まっていたので、その委託にかかる費用の年度内支払分の調整が必要であり、件数が多かったため繰越処理で対応した。

予備費は500万円しかなく、今回の震災では当初予算に計上している分だけでは対応できず、補正予算を組んで対応した。

議会は、現年度と新年度の補正予算について22日に議決した。さらに、31日には専決も実施した。

がれき処理にかかる経費を上乗せし、財政調整基金を繰出すなどした。

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

施策コード	2-4-2	施策名	金融・財政面の措置
項目	復興財源の確保		



概要	復興事業を推進するため、補助事業や特例措置等を有効に活用する。
----	---------------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①補助事業、特例等の有効活用	企画財政課						
<p>復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を図る。 特に、激甚法の適用は、財政上重要となる。指定を受ける場合は、被災概要を内閣府に報告して指定を要請するとともに、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業の関係各部署は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他必要事項について調査結果を提出する。 激甚法に基づく激甚災害の指定を受けることにより、以下に示すような事業において財政援助、財政措置を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） ○公立学校の施設の災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法） ○公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（公営住宅法） ○保護施設の災害復旧事業（生活保護法） ○児童福祉施設の災害復旧事業（児童福祉法） ○養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業（老人福祉法） ○身体障害者更正援護施設の災害復旧事業（身体障害者福祉法） ○知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業（知的障害者福祉法） ○感染症予防事業（激甚法） ○がれき処理 など 									

2-4-2 復興財源の確保

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		②起債	企画財政課						

災害対策債、歳入欠かん等債を発行し、復興財源の確保を図る。その際、健全な財政を維持することについても配慮することが必要である。

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の普通交付税算入としては、次の措置がとられる。

- 1) 補助災害復旧事業債：元利償還金の 95.0%
- 2) 単独災害復旧事業債：元利償還金の 47.5～85.5%

また、激甚災害の指定により、小災害債、歳入欠かん等債の発行が可能となる。

起債の枠組み

```

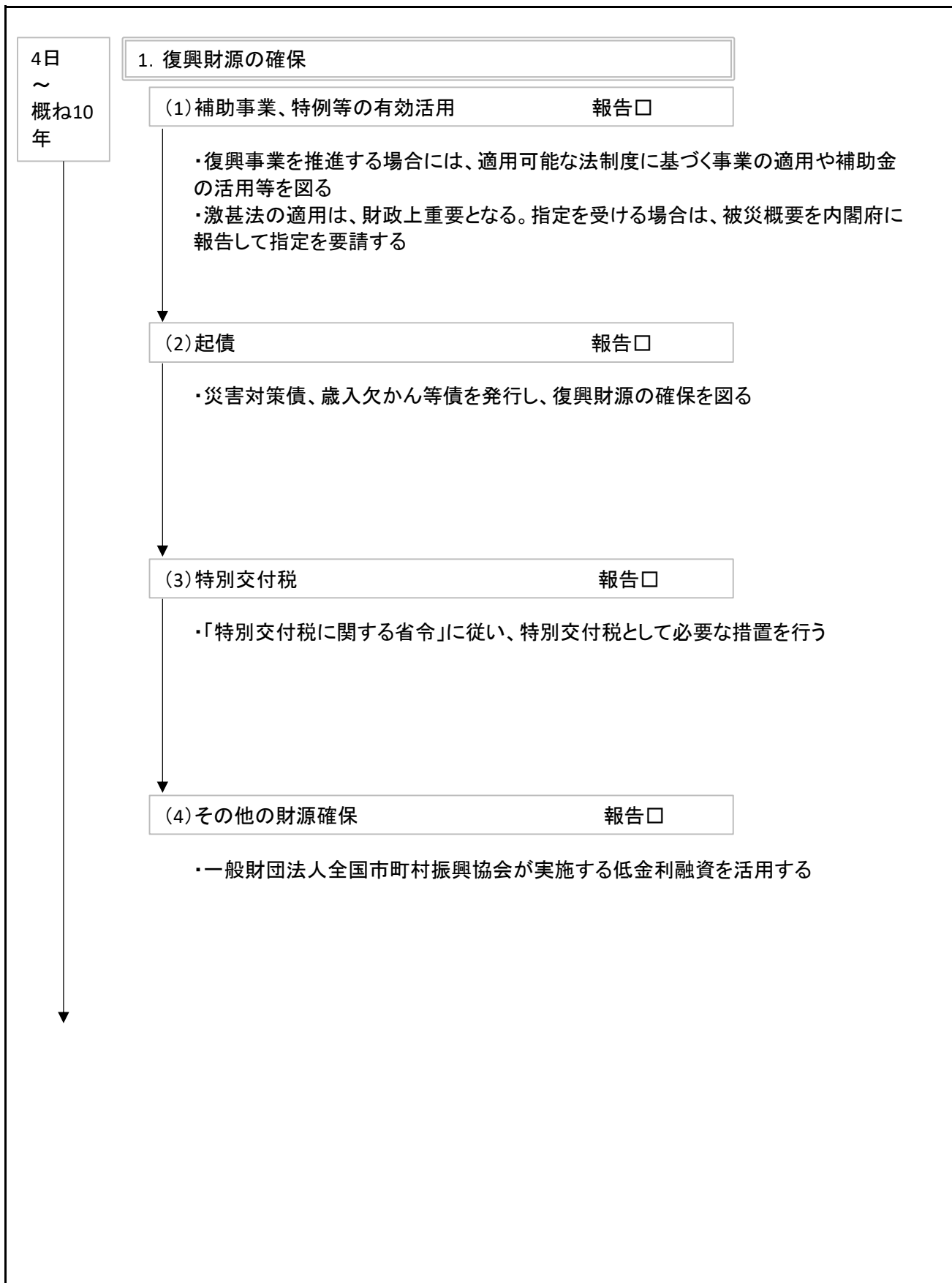
graph LR
    A[起債の枠組み] --> B[■補助災害復旧事業債  
・暫定法、負担法に基づくもの]
    A --> C[■災害関連事業債  
・一般公共事業債として起債が認められる]
    A --> D[国の補助等の対象とならない  
災害復旧事業]
    B --> B1(■一般単独災害復旧事業債)
    B --> B2(■公営企業等災害復旧事業債)
    C --> C1(■火災復旧事業債)
    D --> D1(■小災害債(激甚災害))
    D --> D2(■歳入欠かん等債(激甚災害))
    
```

起債の枠組み

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年																																				
③特別交付税	企画財政課																																												
<p>災害に際しては、地方税を始めとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、地方公共団体においては各種の財政負担が生じる。</p> <p>それらを個々に算出することが難しいことから、「特別交付税に関する省令」は、災害に係る配分項目として次のような項目を基準として算出した額が特別交付税として措置されることとなっている。</p> <p style="text-align: center;">災害に関する特別交付税の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>算定基礎・数値</th> <th>算入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年災A</td> <td>○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額</td> <td>県分 1.5% 市町村分 1.0%</td> </tr> <tr> <td>現年災B</td> <td>○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数</td> <td>据置単価</td> </tr> <tr> <td>現年災C</td> <td>○現年災A：0.5 + 現年災B：0.2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大火災</td> <td>○焼失住宅の世帯数</td> <td>据置単価</td> </tr> <tr> <td>公共施設災害</td> <td>○市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校、大学、庁舎、その他)</td> <td>据置単価</td> </tr> <tr> <td>湯水対策</td> <td>○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>干害・冷害・ひょう害等</td> <td>農作物被害額</td> <td>据置率</td> </tr> <tr> <td>営農資金利子補給</td> <td>○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>災害特例債</td> <td>○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td>連年災</td> <td>○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額</td> <td>据置率</td> </tr> <tr> <td>公営企業災害復旧</td> <td>○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道(アを除く)、路面交通事業</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>										区分	算定基礎・数値	算入率	現年災A	○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	県分 1.5% 市町村分 1.0%	現年災B	○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	据置単価	現年災C	○現年災A：0.5 + 現年災B：0.2	-	大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価	公共施設災害	○市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校、大学、庁舎、その他)	据置単価	湯水対策	○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	-	干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率	営農資金利子補給	○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額	80%	災害特例債	○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%	連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率	公営企業災害復旧	○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道(アを除く)、路面交通事業	50%
区分	算定基礎・数値	算入率																																											
現年災A	○国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	県分 1.5% 市町村分 1.0%																																											
現年災B	○り災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障害者数	据置単価																																											
現年災C	○現年災A：0.5 + 現年災B：0.2	-																																											
大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価																																											
公共施設災害	○市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校、大学、庁舎、その他)	据置単価																																											
湯水対策	○次の経費の合算額 ・一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 ・井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 ・広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	-																																											
干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率																																											
営農資金利子補給	○天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する地方負担額	80%																																											
災害特例債	○災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%																																											
連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率																																											
公営企業災害復旧	○次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院、上水道、簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村のガス、上水道(アを除く)、路面交通事業	50%																																											

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④その他の財源確保	企画財政課								
<p>1) (財) 全国市町村振興協会の低金利融資</p> <p>一般財団法人全国市町村振興協会は、市の災害対策事業やまちづくり事業などへの低金利融資を実施している。過去、この制度によって実施される県の市町村振興資金貸付事業により、被災者支援を行う市の財政負担に対する支援が実施された例がある。</p>									

【行動フロー】



企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・活用可能な補助事業や特例の特性を十分に把握し、効果的に国及び県の補助事業・特例を活用する。
 ・国及び県に支援を要望すべきことがあらかじめ予想される特例措置については、関係部署で検討する。
 ・集まった寄附金について被災者の支援に使用するのか、復興に使用するのかまた基金に積み立てるのか等寄附金の使途について検討する。

(3) 留意事項

・大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興事業に係る財政援助措置が受けられるようにするために激甚災害の指定が受けられるように努める必要があることから、激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山財務事務所	財源の確保
和歌山県市町村課	財源の確保
金融機関	財源の確保

(5) 関連する法令、計画、資料等

・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
 ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

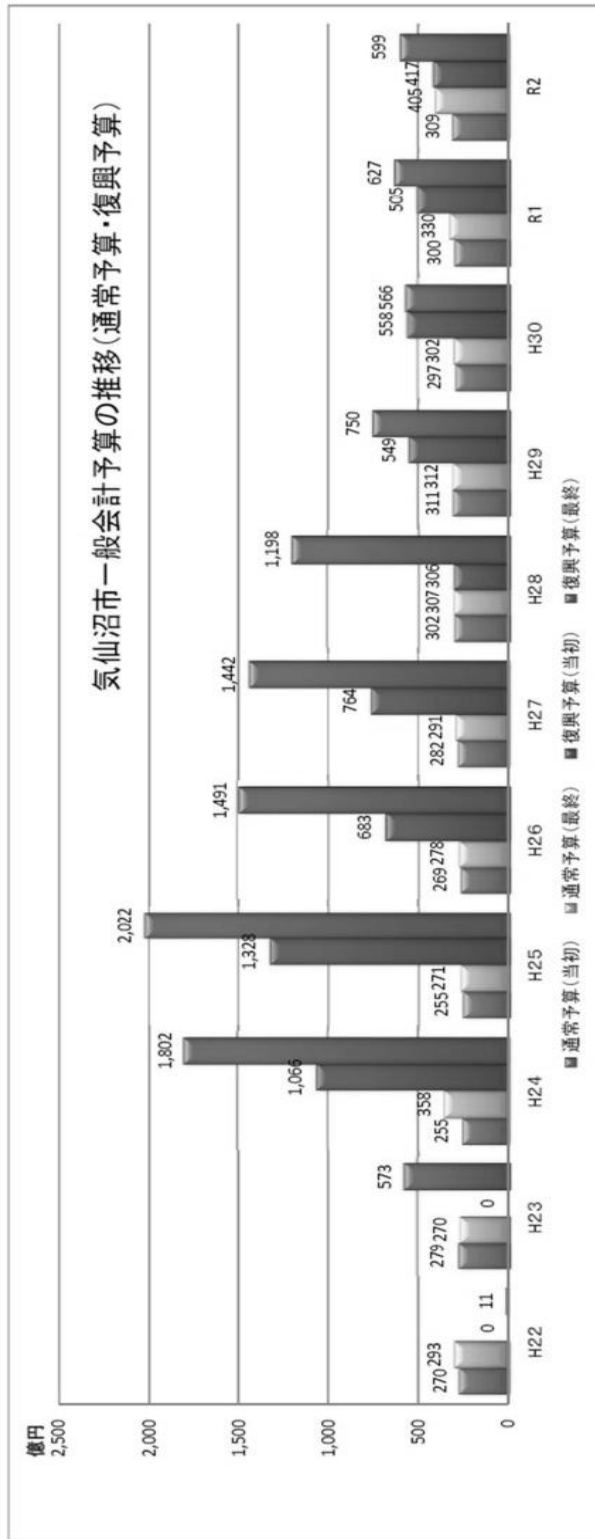
(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-10 1.財政措置
--------	-----------------

〈東日本大震災における取組〉

気仙沼市の予算の推移(H22～R2)

【市の予算の推移】



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通常予算(当初)	27,010,329	27,911,568	25,479,259	25,511,442	26,898,535	28,166,134	30,224,747	31,072,153	29,657,886	29,976,084	30,889,500
復興予算(当初)	0	0	106,593,329	132,769,372	68,270,262	76,359,656	30,615,118	54,917,193	55,820,197	50,485,819	41,704,773
当初予算計	27,010,329	27,911,568	132,072,588	158,280,814	95,168,797	104,525,790	60,839,865	85,989,346	85,478,083	80,461,903	72,594,273
通常予算(最終)	29,337,435	27,041,414	35,786,279	27,134,335	27,814,073	29,080,695	30,739,077	31,169,823	30,248,346	32,988,567	40,491,382
復興予算(最終)	1,126,410	57,342,082	180,160,590	202,177,638	149,057,946	144,222,183	119,831,789	74,981,924	56,642,710	62,701,399	59,868,154
最終予算計	30,463,845	84,383,496	215,946,869	229,311,973	176,872,019	173,302,868	150,570,866	106,151,747	86,891,056	95,689,966	100,359,536
前年度から繰越額	1,175,642	1,818,579	17,135,276	24,102,975	40,852,716	60,185,731	67,152,549	33,978,478	22,967,273	19,873,951	31,856,367
翌年度へ繰越額	▲1,818,579	▲17,135,276	▲24,102,975	▲40,852,716	▲60,185,731	▲67,152,549	▲33,978,478	▲22,967,273	▲19,873,951	▲31,856,367	▲29,905,818
実質予算	29,820,908	69,066,799	208,979,170	212,562,232	157,539,004	166,336,050	183,744,937	117,162,952	89,984,378	83,707,550	102,310,085

※最終予算と当初予算の差が、補正予算。

※翌年度へ繰越額のうち、R2年度は、繰越明許費として議決された額。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
通常予算(当初)前年度比較	901,239	▲3.3%	▲2,432,309	32,183	1,387,093	1,267,599	2,058,613	847,406	▲1,414,267	318,198	913,416
復興予算(当初)前年度比較	106,593,329	皆増	▲24.6%	26,176,043	▲64,499,110	8,089,394	▲45,744,538	24,302,075	903,004	▲5,334,378	▲8,781,046
当初予算前年度比較	104,161,020	373.2%	▲104,161,020	26,208,226	▲63,112,017	9,356,993	▲43,685,925	25,149,481	▲511,263	▲5,016,180	▲7,867,630
				19.8%	-39.9%	9.8%	-41.8%	41.3%	-0.6%	-5.9%	-9.8%

出典:気仙沼市 東日本大震災における災害対応の記録と検証

施策コード	2-4-3	施策名	金融・財政面の措置
項目	復興基金の設立		



概要	被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、復興基金を設立する。
----	--

(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①復興基金の創設	企画財政課						

①復興基金の創設

1) 基金の運用及び基金による支援を実施する組織の設立

復興基金の管理・運用及び基金の運用益による支援を実施する財団法人を設置する。復興基金の運用及び復興基金による復興施策は、地方公共団体等が設立した財団法人によって行われるケースが多い。

地方公共団体条例、または公益信託方式により復興基金を設置し、運用を図る。

復興基金の財源として、義援金と地方公共団体からの出損金・貸付金があげられる。

復興基金の運用及び復興基金による復興施策としては下表に示す方式が考えられる。なお、基金の対象区域が複数の市町村域にわたる場合、設立に際して連絡協議会等を設け調整を行う。

復興基金の設立方法

設立方法	根拠法等	特徴
条例方式	・地方自治法第241条の規定に基づく基金条例によって設置	・地方公共団体の行政施策との整合性を図りやすい ・設立は簡便であるが、支援事業の実施に際して、予算の議決などの執行手続きに時間を要する
財団方式	・財団法人を設立して設置	・公益活動を迅速かつ弾力的に実施できる ・人的・物的施設の配置が必要になる ・財団法人の継続性という観点から検討を要する

2) 復興基金の運用

当該地方公共団体は他の地方公共団体と協議の上、出資者、出資比率、運用財産確保方策等以下に示す事項について定める。なお、運用財産確保方策については前項にあげた宝くじ等の収益金や、義援金等についても運用財産として受け入れるかどうか等について検討する。

○出資者、出資比率

○運用財産の確保

○決算の公表

○貸付金の返還

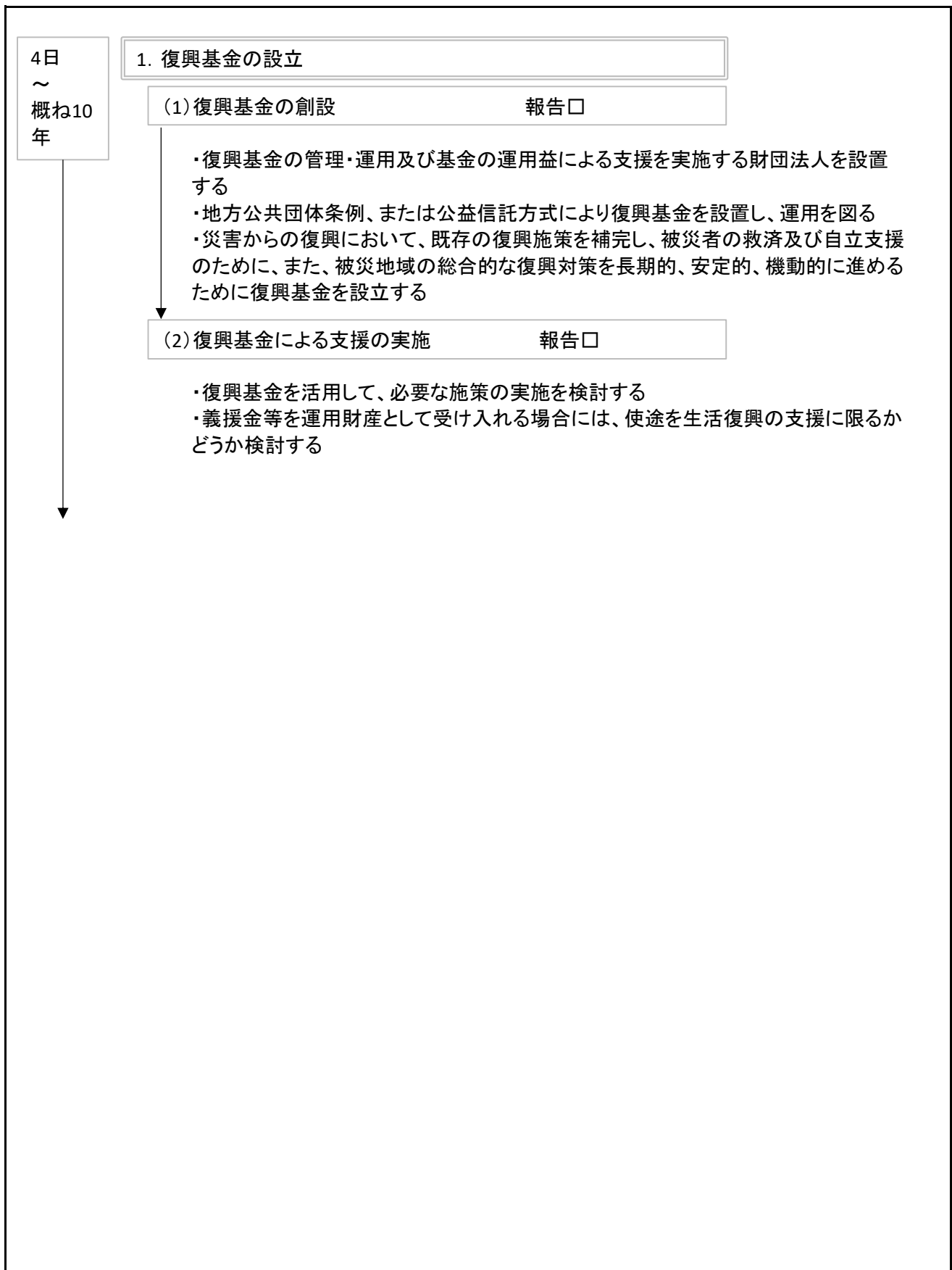
災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために復興基金を設立する。

復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。

2-4-3 復興基金の設立

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②復興基金による支援の実施	企画財政課						
復興基金を活用して、次のような施策の実施を検討する。 ○被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業 ○被災者の住宅の再建など住宅の復興を支援する事業 ○被害を受けた中小企業者の事業再開など産業の復興を支援する事業 ○被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業 これらの施策を決定するにあたって、義援金等を運用財産として受け入れる場合には、使途を生活復興の支援に限るかどうか検討する。									

【行動フロー】



2-4-3 復興基金の設立

企画財政課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・復興基金の設立方法と復興基金を用いた施策の内容を検討する。
- ・復興基金が財団方式をとる可能性を考慮し、財団法人の設立について、財団の組織、内部規定等の雛型を検討する。

(3) 留意事項

- ・復興基金が財団方式をとる場合においては財団の継続性という観点から、以下のような対象期間が数年という長期にわたる施策を実施するのに適していること、また地域特性を踏まえた施策を実施すること等に留意する。

《被災者の生活再建支援》

- ・メンタルヘルスケア施設の設置
- ・被災者住宅再建、購入支援に対する利子補給制度
- ・民間賃貸住宅家賃補助
- ・被災者雇用奨励金 など

《地域経済復興支援》

- ・中小企業金融機関災害復興資金等に対する利子補給
- ・事業再開等支援資金利子補給

《文化の振興》

- ・文化財修理費助成事業補助

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-10 1.財政措置
--------	-----------------

〈東日本大震災における取組〉

〈東日本大震災復興交付金基金〉

復興基金の創設(仙台市)

本市では、その被害状況から、復興事業が大規模なものとなり、完了までに一定期間を要することが見込まれたため、基金型を選択し復興事業へ充当している。この交付金を積み立てるため、東日本大震災復興交付金基金を設置した(平成24年3月2日)。

この基金は、基本的に東日本大震災復興交付金の交付に合わせて造成積立を行い、平成27年度末時点で積立総額1,948億円、取崩総額1,512億円、残高436億円となった。なお、東日本大震災復興交付金基金と震災復興基金などを合わせて、平成27年度末の本市の全基金残高は2,797億円となっている。

復興基金による支援の実施(仙台市)

東日本大震災からの復興に関する事業の推進を図るための財源を積み立てる本市独自の基金として、震災復興基金を設置し(平成23年12月16日)、主に震災復興計画掲載事業のうち、東日本大震災復興交付金等の国の財政支援の対象とならない事業に活用している。この基金には、寄付金、復興宝くじ収入、職員給与地域手当削減分などのほか、国の財源により県が創設した東日本大震災復興基金交付金に基づく交付金などを積み立て、平成27年度末時点で積立総額327億円、取崩総額129億円、残高198億円となった。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌